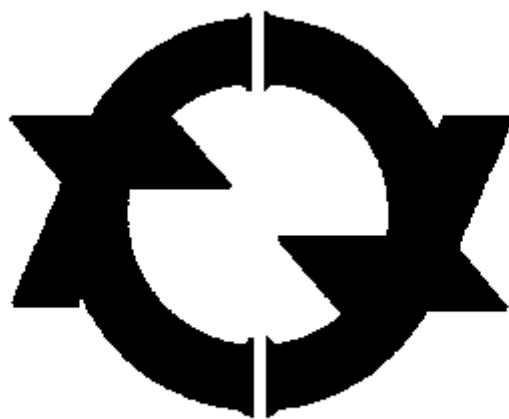
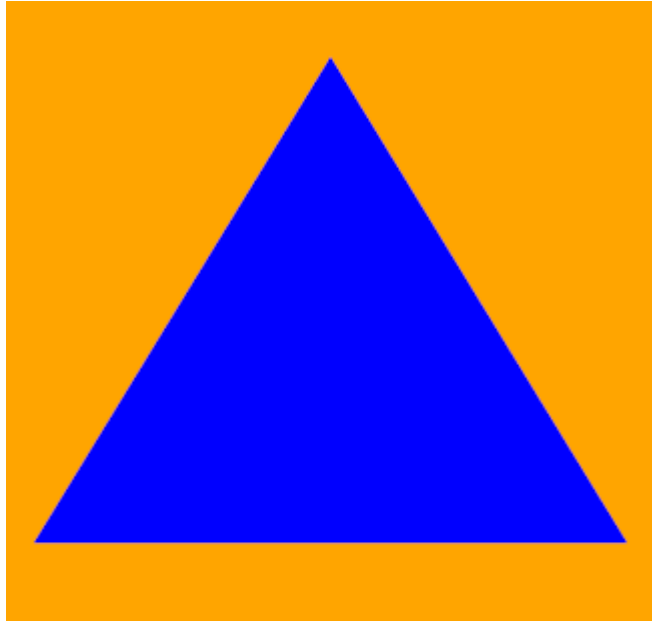


# 大竹市国民保護計画 「資料編」



令和5年2月修正  
大 竹 市



このマークは、ジュネーヴ諸条約追加議定書 I に規定されている国際的な「特殊標章」で、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。デザインは、オレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

# 大竹市国民保護計画資料編／目次

## 第1編 避難マニュアル

第1章 目的	1
第2章 武力攻撃事態等への対処	1
第1節 市国民保護対策連絡室	1
1 市国民保護対策連絡室の設置	
2 市国民保護対策連絡室の体制	
3 職員への伝達・参集	
4 市国民保護対策連絡室設置等の連絡	
5 市国民保護対策連絡室会議における協議、報告事項	
6 市長が実施する緊急の対策	
第2節 市対策本部	5
1 市対策本部の設置	
2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	
3 現地対策本部の設置	
4 現地調整所の設置	
5 市対策本部の体制	
6 職員への伝達・参集	
7 市対策本部設置等の連絡	
第3節 警報の内容の伝達	9
1 警報について	
2 関係機関への伝達	
3 住民への伝達	
第4節 避難指示の伝達	11
1 避難の指示の伝達について	
2 避難実施要領の通知、伝達	
第5節 避難誘導	12
1 避難実施要領の作成	
2 避難実施要領に定める事項	
3 避難実施要領作成の際の留意事項	
4 避難のフロー	
5 避難施設（集合場所）での避難者把握	
6 滞在者の避難誘導	

7	NBC攻撃の場合の留意事項	
<b>第6節</b>	<b>救援</b> .....	<b>17</b>
1	避難先地域に指定された場合における業務	
2	関係機関との連携	
<b>第7節</b>	<b>退避の指示</b> .....	<b>18</b>
1	退避の指示について	
2	警戒区域の設定	
<b>第2編</b>	<b>避難実施要領</b>	
<b>第1章</b>	<b>避難実施要領の策定</b> .....	<b>20</b>
1	避難実施要領について	
2	避難実施要領のパターン作成について	
3	避難実施要領の構成	
4	避難実施要領に定める事項	
<b>第1節</b>	<b>弾道ミサイル攻撃の場合</b> .....	<b>22</b>
1	弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ	
2	避難に関する事項	
3	避難実施要領に定める事項等	
4	安全の確保	
5	避難実施要領の策定	
<b>第2節</b>	<b>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</b> .....	<b>31</b>
1	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合の措置の流れ	
2	避難に関する事項	
3	避難実施要領に定める事項等	
4	安全の確保	
5	避難実施要領の策定	
<b>第3節</b>	<b>着上陸侵攻の場合</b> .....	<b>55</b>
1	着上陸侵攻の場合の措置の流れ	
2	避難に関する事項	
3	避難実施要領に定める事項等	
4	安全の確保	
5	避難実施要領の策定	
<b>第2章</b>	<b>避難誘導における留意点</b> .....	<b>61</b>
1	各種の事態に即した対応	
2	避難誘導に係る情報の共有化、一元化	

- 3 住民に対する情報提供のあり方
- 4 高齢者、障害者等への配慮
- 5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現
- 6 学校や事業所における対応
- 7 民間企業による協力の確保
- 8 住民の「自助」努力による取組の促進

### 第3編 資料

第1章 用語の定義 .....	67
第2章 NBCテロ .....	73
1 NBCとは	
2 N（核兵器、核施設）テロについて	
3 B（生物剤）テロについて	
4 C（化学剤）テロについて	
第3章 避難施設 .....	81
1 市所有の避難施設	
2 県所有の避難施設	



# 第1編 避難マニュアル

## 第1章 目的

このマニュアルは、「武力攻撃事態等」において、市国民保護計画に基づき、避難等に関する国民保護措置についてあらかじめ手順を示すとともに、県及び関係機関の役割分担を明確にすることにより、市の実施する国民保護措置が迅速に行われることを目的とする。

## 第2章 武力攻撃事態等への対処

### 第1節 市国民保護対策連絡室（計画第3編第1章）

#### 1 市国民保護対策連絡室の設置

県内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどした場合や、国において武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市国民保護対策本部設置の指定に係る通知がない場合において、市長が必要であると認めた場合は、市国民保護対策連絡室を設置する。

- (1) 市国民保護対策連絡室は、市庁舎3階大会議室に設置する。
- (2) 市国民保護対策連絡室設置時における実施事項は次のとおりとする。

##### ア 連絡室の設営

- (ア) 看板、机、椅子の配置
- (イ) 電源の確認
- (ウ) 電話、FAX、パソコン、プリンター、コピー機等の配置
- (エ) 電話、インターネット等の通信が可能か確認
- (オ) 文具類の準備

##### イ 会議等の運営

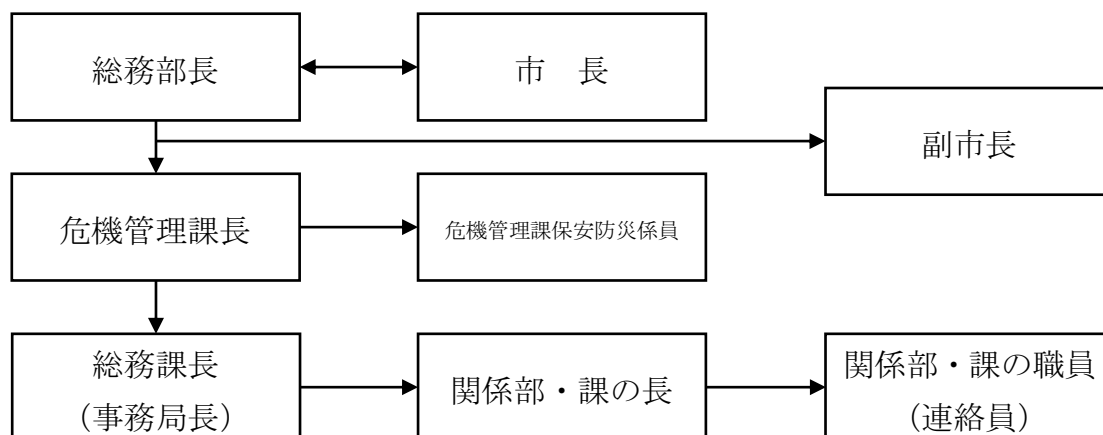
- (ア) 参集室員への会議開催通知
- (イ) 会議資料作成
- (ウ) 配布資料のコピー、配置
- (エ) 会議内容の記録

## 2 市国民保護対策連絡室の体制

室長	総務部長
室次長	危機管理課長
室員	市民生活部長 健康福祉部長 建設部長 議会事務局長 上下水道局長 消防長 教育委員会事務局総務学事課長 関係課の長（必要に応じて）
事務局	事務局長（総務課長） 危機管理課員 関係部・課の連絡職員（必要に応じて）

## 3 職員への伝達・参集

- (1) 市国民保護対策連絡室の設置を決定した場合は、直ちに定められた伝達系統により、関係職員に伝達する。
  - ア 勤務時間内の場合は、内線、庁内放送を利用して伝達する。
  - イ 休日又は勤務時間外の場合は、あらかじめ定めた緊急通知メール等により、伝達する。
- (2) 市国民保護対策連絡室設置の伝達を受けた室員及び事務局員は、直ちに市庁舎3階大会議室に参集する。
  - ア 総務課長は、課員全員を召集する。
  - イ 関係各部・課の長は、あらかじめ定める参集すべき職員を召集する。
- (3) 市国民保護対策連絡室の設置に係る伝達系統図





#### 4 市国民保護対策連絡室設置等の連絡

市国民保護対策連絡室を設置したときは、県に連絡するとともに、次に掲げる関係機関に対し、迅速な情報提供・収集等を行う。

また、必要に応じて、県警察、自衛隊等の関係機関に対して、市国民保護対策連絡室への派遣を要請する。

- (1) 連絡手段は、原則としてFAXとする。
- (2) FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。
- (3) 市国民保護対策連絡室設置の連絡内容
  - ア 設置場所
  - イ 設置日時（設置を決定した時間）
  - ウ 市国民保護対策連絡室の電話番号、FAX番号
  - エ 市国民保護対策連絡室設置の理由
- (4) 連絡先及び情報提供・収集先

連絡窓口	FAX	TEL
広島県危機管理監危機管理課		
広島県大竹警察署		
第六管区海上保安本部広島海上保安部 岩国海上保安署		
陸上自衛隊第46普通科連隊		
陸上自衛隊中部方面総監防衛部		
海上自衛隊呉地方総監防衛部		
航空自衛隊西部航空方面隊司令官防衛部		

※ 連絡先については、非公開。関係者のみ記載し配布。

#### 5 市国民保護対策連絡室会議における協議、報告事項

会議における協議事項及び報告事項について、市長に報告するとともに、迅速な情報提供・収集等を行うため、市国民保護対策連絡室設置時と同様の機関に通知する。

- (1) 連絡手段は、原則としてFAXとする。
- (2) FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。
- (3) 市国民保護対策連絡室会議における協議、報告事項

- ア 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
- イ 関係部・課相互の調整事項
- ウ 関係機関との連携推進に関する事項
- エ 県及び関係機関に対する要請に関する事項
- オ その他情報の収集連絡等に関する事項

## 6 市長が実施する緊急の対策

市長は、武力攻撃事態等の認定後、本市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知がない場合、又は国の警報の発令がない場合においても、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、県と連携して住民への緊急通報の伝達や退避の指示等の措置を実施する。

## 第2節 市対策本部（計画第3編第2章）

### 1 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

- (1) 市対策本部は、市庁舎3階大会議室に設置する。
- (2) 市庁舎内に設置できない場合は、消防本部を予備施設とする。
- (3) 市国民保護対策連絡室を設置している場合は、引き続き、市対策本部として移行する。
- (4) 市対策本部設置時における実施事項は、市国民保護対策連絡室の実施事項に準ずるものとする。

### 2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、本市における国民保護措置を総合的に推進するため、必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる。

### 3 現地対策本部の設置

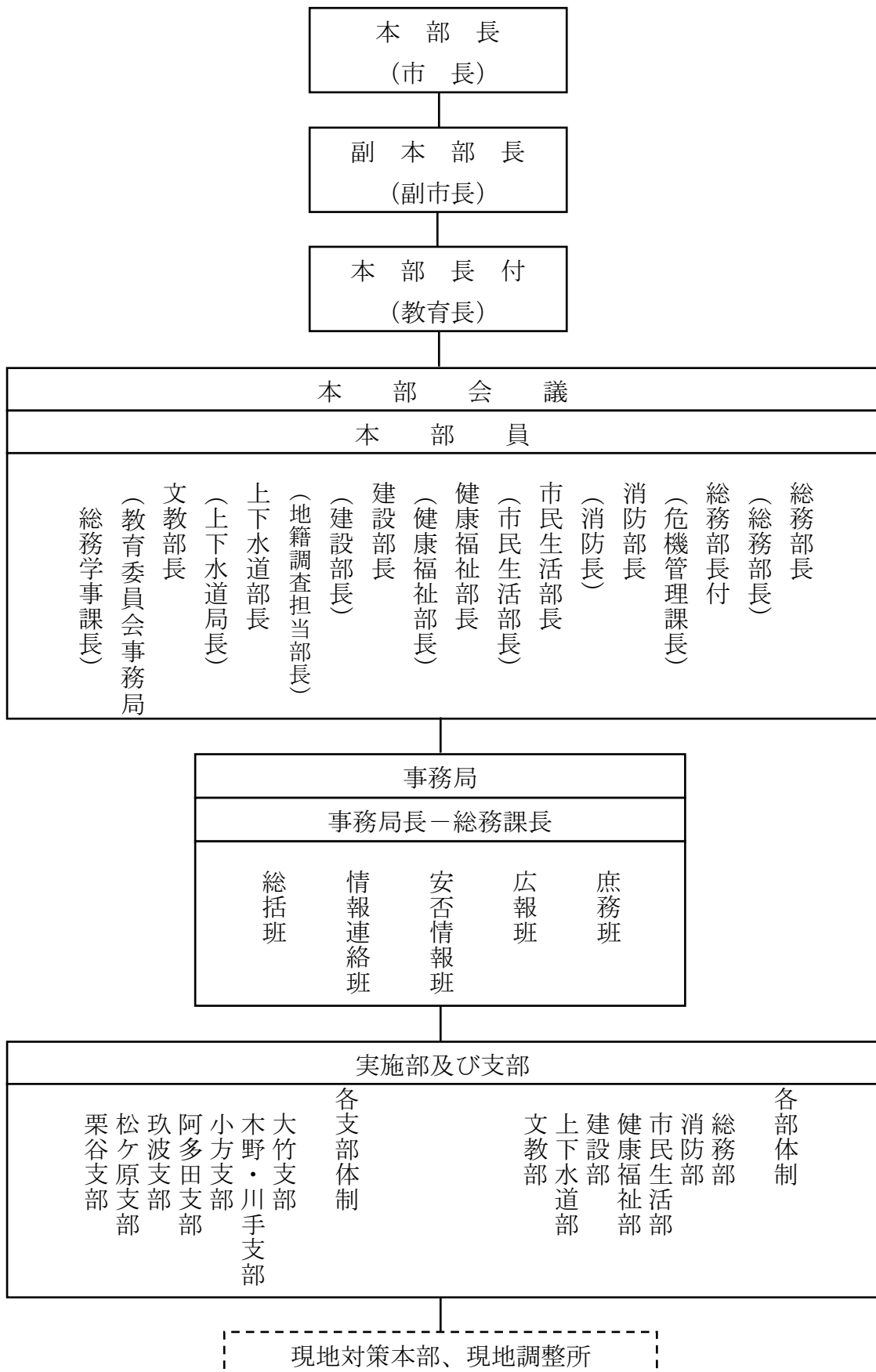
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市現地対策本部を設置する。

- (1) 市現地対策本部長は、市対策副本部長をもって充てる。
- (2) 市現地対策本部員は、市対策本部員その他の職員のうちから、市対策本部長が指名する者をもって充てる。

### 4 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。

5 市対策本部の体制



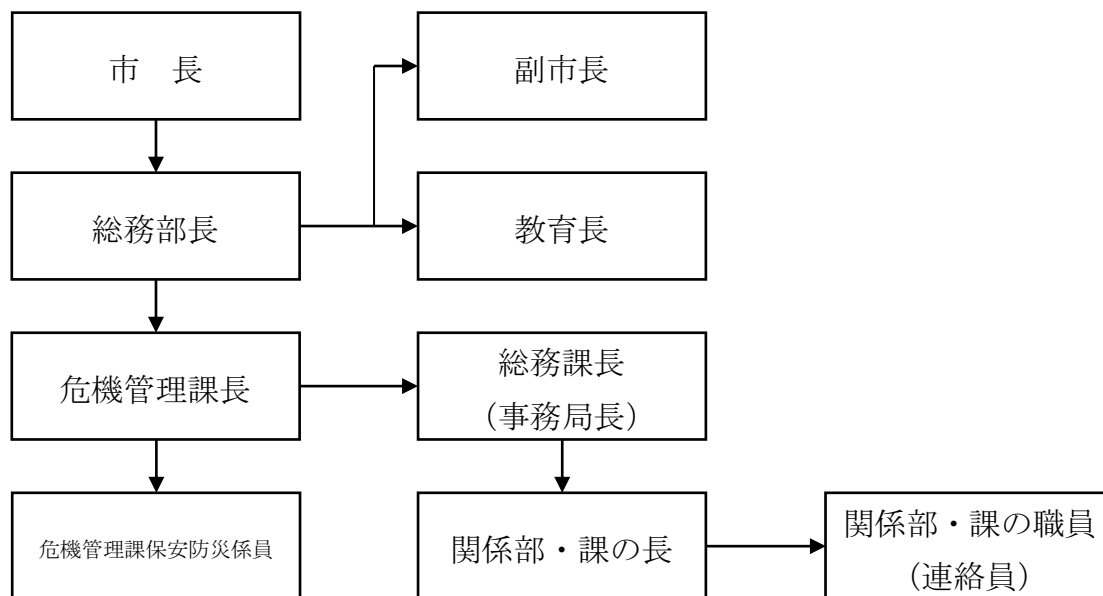
## 6 職員への伝達・参集

(1) 市対策本部の設置を決定した場合は、直ちに定められた伝達系統により、関係職員に伝達する。

ア 勤務時間内の場合は、内線、庁内放送を利用して伝達する。

イ 休日又は勤務時間外の場合は、あらかじめ定めた緊急通知メール等で伝達する。

(2) 市対策本部の設置に係る伝達系統図



(3) 市対策本部設置の伝達があったときは、全職員が直ちに参集する。

ア 参集場所は、大竹市災害対策本部(非常配置編成表)に定めるとおりとする。

イ 道路、橋りょう等の断絶、又は交通機関等が途絶し緊急の参集が困難な場合は、居住地に近接した市の施設に参集する。

ウ 上記の参集も困難な場合には、地域の自主防災活動に従事するか、または近隣の市町役場に出向く。

## 7 市対策本部設置等の連絡

市対策本部を設置したときは、直ちに関係機関、市議会等に連絡するとともに、次に掲げる関係機関に対し、迅速な情報提供・収集等を行う。

(1) 連絡手段は、原則としてFAXとする。

(2) FAXが使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。

(3) 市対策本部設置の連絡内容

ア 設置場所

イ 設置日時(設置を決定した時間)

ウ 市対策本部の電話番号、FAX番号

## (4) 連絡先及び情報提供・収集先

連絡窓口	F A X	T E L
広島県危機管理監危機管理課		
広島県大竹警察署		
第六管区海上保安本部広島海上保安部 岩国海上保安署		
陸上自衛隊第46普通科連隊		
陸上自衛隊中部方面総監防衛部		
海上自衛隊呉地方総監防衛部		
航空自衛隊西部航空方面隊司令官防衛部		
国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所広島維持出張所		
国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所小瀬川出張所		
国土交通省中国地方整備局 弥栄ダム管理所		
独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター		
西日本電信電話株式会社山口支店		
中国電力ネットワーク株式会社 廿日市ネットワークセンター		
西日本旅客鉄道株式会社大竹駅		
日本貨物鉄道株式会社大竹駅		
日本通運株式会社大竹支店		
大竹郵便局		
社団法人大竹市医師会		
岩国・大竹地区特別防災区域協議会		
近隣市町（廿日市、和木、岩国）		

※ 連絡先については、非公開。関係者のみ記載し配布。

### 第3節 警報の内容の伝達（計画第3編第4章第1）

#### 1 警報について

(1) 警報は、国の対策本部長が、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急に必要があると認める場合に発令される。

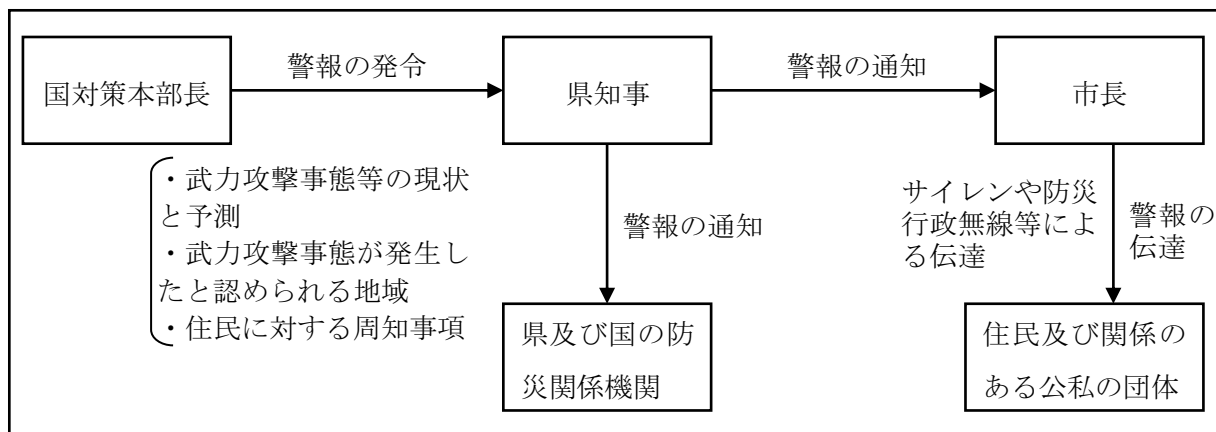
(2) 国が発令する警報の内容は、次のとおりである。

ア 武力攻撃事態等の現状と予測

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

ウ 住民に対する周知事項

(3) 警報の伝達フロー



#### 2 関係機関への伝達

警報の内容をFAXで次に掲げる機関に伝達する。FAXが使用できない場合で緊急の場合は、電話で連絡を行う。

連絡窓口	FAX	TEL
広島県大竹警察署		
第六管区海上保安本部広島海上保安部 岩国海上保安署		
独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター		
社団法人大竹市医師会		
大竹市自治会連合会		
大竹市社会福祉協議会		

※ 連絡先については、非公開。関係者のみ記載し配布。

連絡窓口	F A X	T E L
大竹商工会議所		
大竹青年会議所		
くば漁業協同組合		
阿多田島漁業協同組合		
岩国・大竹地区特別防災区域協議会		

※ 連絡先については、非公開。関係者のみ記載し配布。

### 3 住民への伝達

国の警報の発令について、県知事から通知を受けたときは、警報が発令されたことを、住民、自治会その他関係する公私の団体に伝達する。

#### (1) 防災行政無線での伝達

ア 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれる場合は、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれない場合は、サイレンを使用せず、ホームページへの掲載等の手段により、周知を図る。

#### (2) その他の伝達方法

市の保有する既存の伝達手段の特性を考慮し、複数の方法を効果的に組み合わせ、防災行政無線以外の手段による伝達も行う。

ア 広報車、消防車等の拡声装置による伝達

イ 消防団や自主防災組織による伝達



## 第4節 避難指示の伝達（計画第3編第4章第2）

### 1 避難の指示の伝達について

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

- (1) 防災行政無線、広報車等により、住民、関係する公私の団体に伝達する。
- (2) 県の対策本部に、避難の指示の伝達を開始したことを報告する。
- (3) 県の避難の指示を本市の執行機関に通知する。
- (4) 県が示す避難の指示の内容は、次のとおりである。

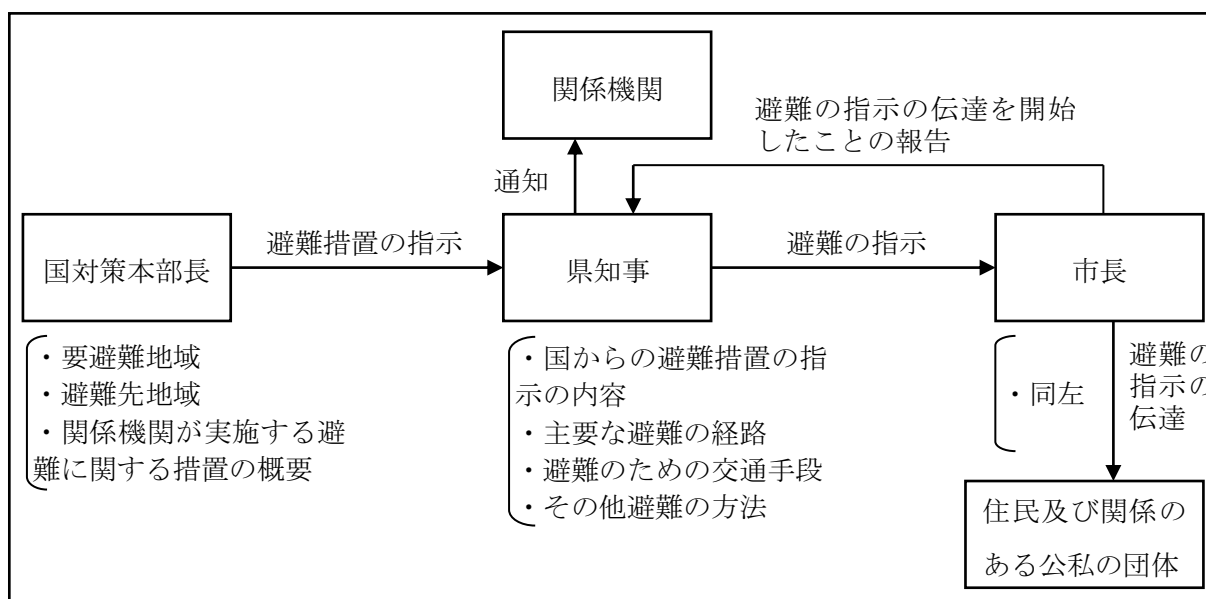
ア 国からの避難措置の指示の内容

イ 主要な避難の経路

ウ 避難のための交通手段

エ その他避難の方法

- (5) 避難指示の伝達のフロー



### 2 避難実施要領の通知、伝達

県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成し、警報の伝達に準じて、住民、関係する公私の団体に伝達する。（避難実施要領の詳細については、第2編「避難実施要領」に記載）

## 第5節 避難誘導（計画第3編第4章第2）

### 1 避難実施要領の作成

県から避難の指示を受けたときは、当該指示に基づき、直ちに避難実施要領を作成する。（避難実施要領の詳細については、第2編「避難実施要領」に記載）

作成するに当たっては、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、それらを参考に実際の避難実施要領を作成する。

### 2 避難実施要領に定める事項

- (1) 避難の経路、避難の手段、避難の手順
- (2) 避難住民の誘導の実施方法
  - ア バスによる避難について、どの避難施設（集合場所）から移動させるか。
  - イ 鉄道による避難について、いつ避難施設（集合場所）から駅に移動させるか。
  - ウ 船舶による避難について、いつ避難施設（集合場所）から港に移動させるか。
  - エ 要支援者の誘導
  - オ 残留者の確認
- (3) 避難誘導責任者及び避難住民の誘導に係る関係職員の配置
  - ア 避難住民の引率（徒歩の避難の引率、バス等の輸送手段に同乗）
  - イ 避難施設（集合場所）
  - ウ 要支援者の誘導
- (4) バスの待機場所
- (5) 避難誘導からはぐれた際の緊急連絡先
- (6) その他避難の実施に必要な事項

### 3 避難実施要領作成の際の留意事項

- (1) 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自主防災組織、自治会、学校区等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- (2) 避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- (3) 避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への避難方法を記載する。
- (4) 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- (5) 集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- (6) 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時

間及び避難経路等、避難誘導について可能な限り具体的に記載する。

(7) 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町、消防職員等の配置及び担当業務を可能な限り明示するとともに、その連絡先等を記載する。

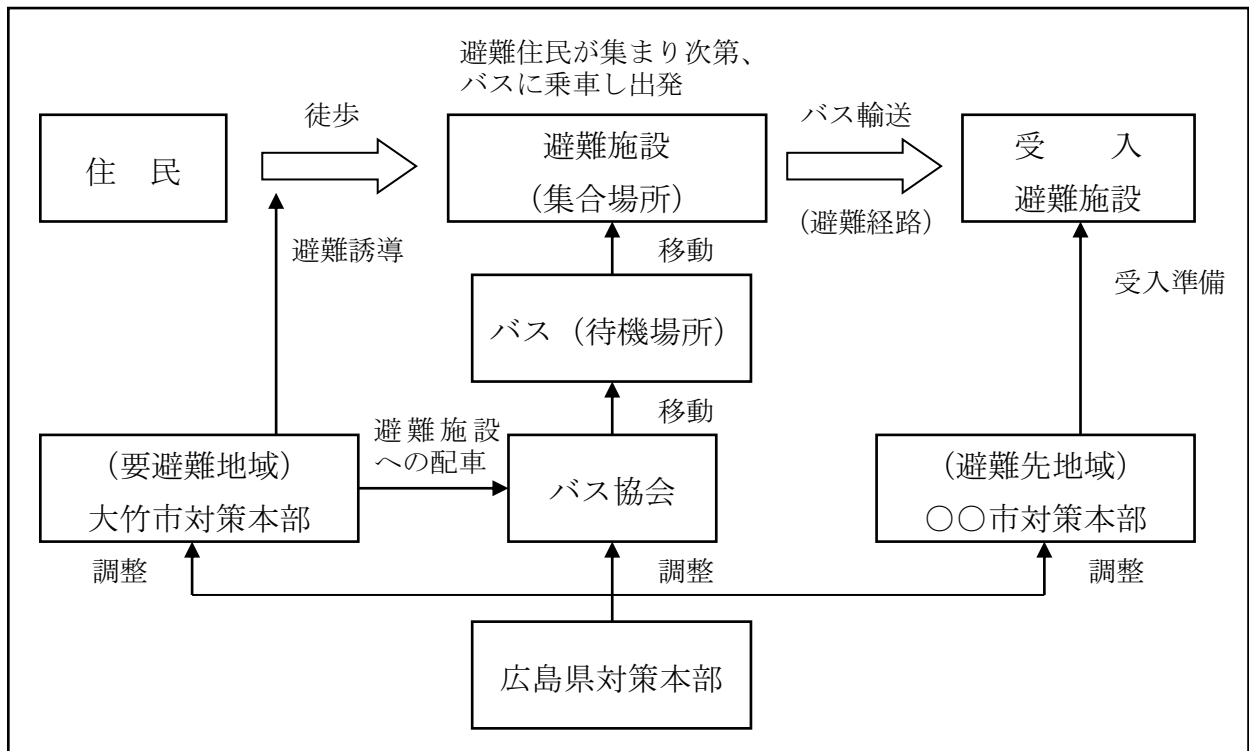
(8) 避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療等を提供するための支援内容について記載する。

#### 4 避難のフロー

##### (1) バスによる避難

ア 住民は、各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難する。

イ 避難施設（集合場所）で、集合者を確認した後、バス輸送で受入避難施設に移動する。



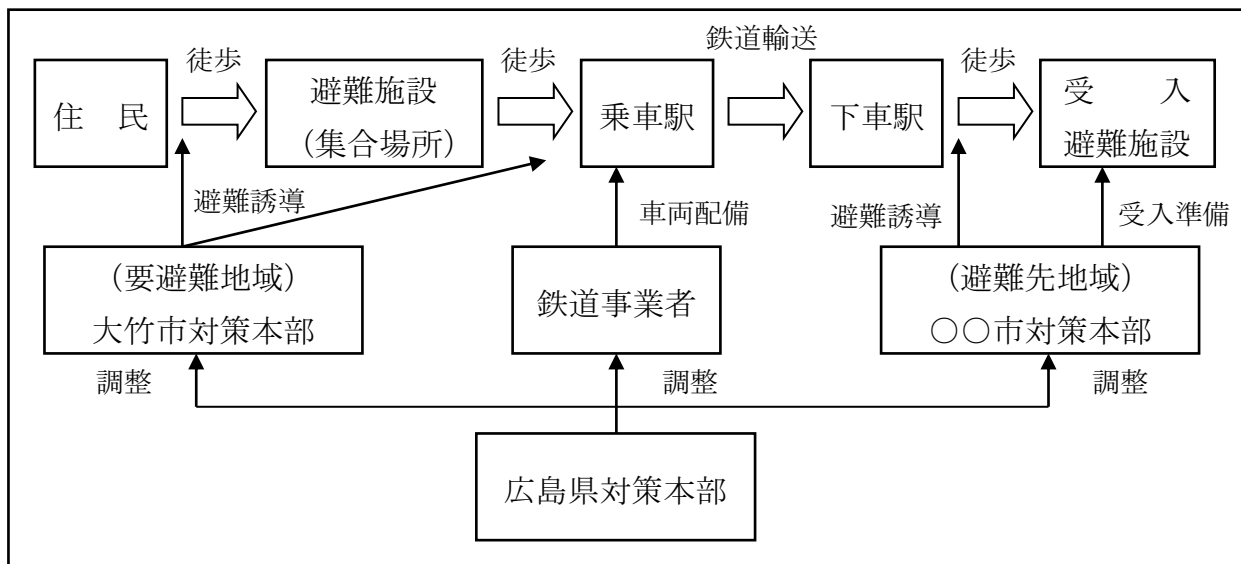
(2) 鉄道による避難

ア 住民は、各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難する。

イ 避難施設（集合場所）で、集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄りの乗車駅へ移動する。

ウ 乗車駅から鉄道輸送で下車駅に移動する。

エ 下車駅から受入避難施設まで、原則徒歩で移動する。



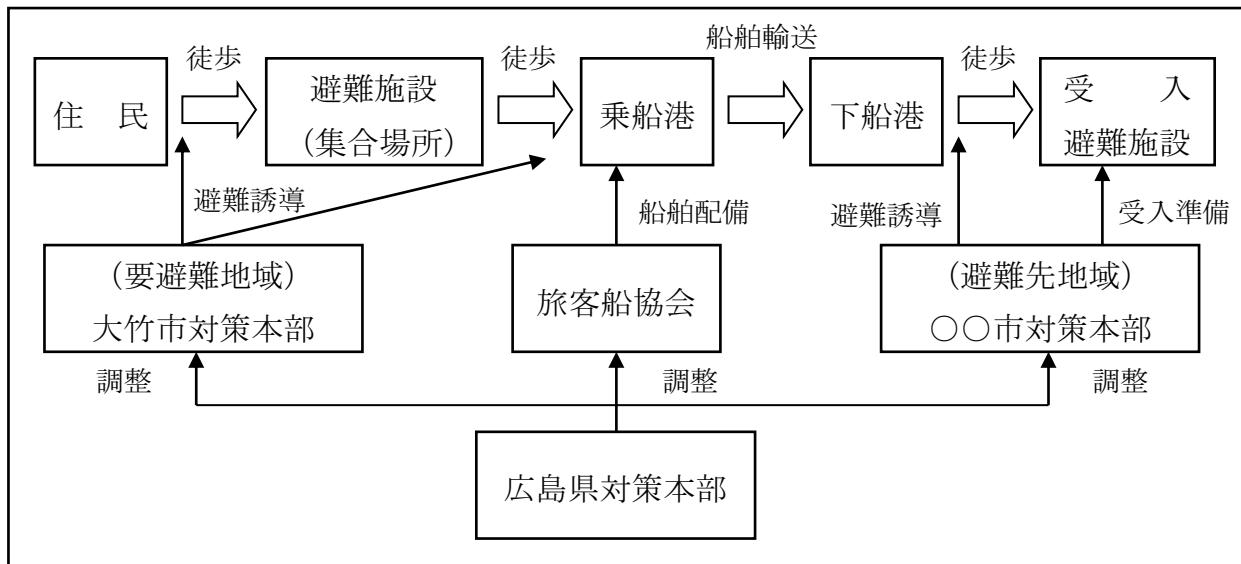
(3) 船舶による避難

ア 住民は、各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難する。

イ 避難施設（集合場所）で、集合者を確認した後、船舶輸送で受入避難施設に移動する。

ウ 乗船港から船舶輸送で下船港に移動する。

エ 下船港から受入避難施設まで、原則徒歩で移動する。

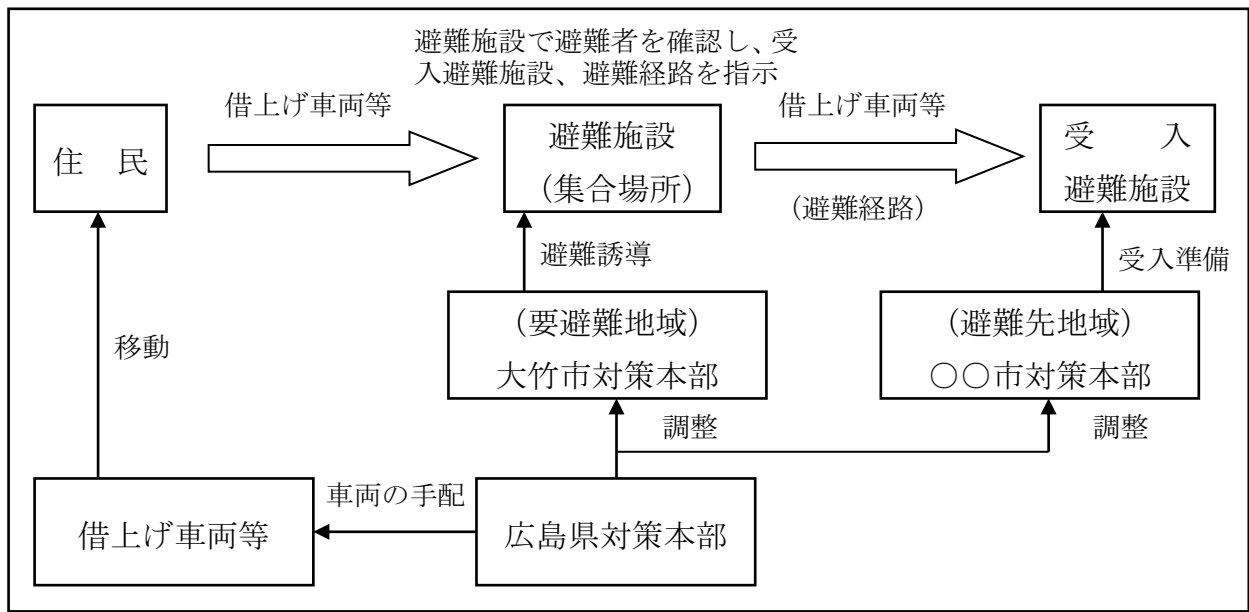


(4) 借上げ車両等による避難（要援護者）

ア 借上げ車両等により、各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に移動する。

イ 避難施設（集合場所）で、借上げ車両等による避難者を確認し、受入避難施設及び避難経路を指示する。

ウ 借上げ車両等により受入避難施設まで移動する。



5 避難施設（集合場所）での避難者把握

- (1) 避難施設ごとに避難者名簿を作成する。
- (2) 住民記録簿に基づき、避難施設において、避難者の確認を行い、集合していない者、住民記録登載者以外の避難者を把握する。
- (3) 集合していない者について、自宅へ確認する等の措置を取る。
- (4) 借上げ車両等での避難者についても、それぞれ定められた避難施設（集合場所）で避難開始の確認を行い、避難先施設の指示を行う。

6 滞在者の避難誘導

- (1) 観光バス、自家用車利用による滞在者は、避難経路以外の道路から避難するように誘導する。
- (2) 公共交通機関利用による滞在者は、一旦住民と同様に避難施設（集合場所）に誘導する。

7 NBC攻撃の場合の留意事項

NBC攻撃と判明した場合の避難誘導等については、次の事項に留意する。

(1) 共通事項

ア 避難誘導の際には、風下方向を避ける。

イ 皮膚の露出を極力抑える措置をとる。(手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽等を着用させる。)

ウ マスクを着用させるほか、折りたたんだハンカチ等を口にあてさせる。

(2) 核攻撃の場合

風下を避け、風向きと垂直方向に避難させる。

(3) 生物剤による攻撃の場合

避難ではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

(4) 化学剤による攻撃の場合

化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

## 第6節 救援（計画第3編第5章）

### 1 避難先地域に指定された場合における業務

県知事からの救援に関する措置の内容に基づき、避難者の受入要領を決定する。

#### (1) 避難者の受入要領に定める事項

##### ア 避難住民の誘導に係る関係職員の配置

(ア) 避難住民の引率（鉄道駅から受入避難施設までの避難住民の引率など）

(イ) 避難施設の開放（受入場所）

##### イ その他避難の実施に必要な事項

(2) 受入要領に従い、人員の配置を行う。

(3) 各受入避難施設ごとに、避難者名簿を作成する。

(4) 食料、飲料水、医療等の提供について、県と連携し、救援態勢を整える。

### 2 関係機関との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、県、他の市町、日本赤十字社等と連携しながら救援の措置を実施する。

## 第7節 退避の指示（計画第3編第7章第3）

### 1 退避の指示について

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに、自ら退避の指示を行う。

- (1) 退避の指示に当たっては、次の事項を示し、防災行政無線や広報車等により、要退避地域の住民に伝達する。退避の必要がなくなったときにも、同様の手段により住民にその旨公表する。

ア 要退避地域

イ 退避先（退避先を指示する場合に限る。）

- (2) 退避の指示（一例）

1 小方一丁目地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

2 黒川三丁目地区の住民については、小方小学校へ退避すること。

- (3) 退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行う。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

### 2 警戒区域の設定

- (1) 要退避地域について、警戒区域の設定を行い、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、立入りを禁止する。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

イ 警戒区域の設定、設定の変更、解除のときは、防災行政無線や広報車等により住民に広報、周知する。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を派遣し、車両、住民が立入らないようにする。

- (2) 退避の指示及び警戒区域の設定の内容を、関係機関にFAXにより通知する。FAXが使用できない場合で、緊急の場合は電話で連絡する。（連絡先について



は、第2章第2節「市対策本部」設置時の連絡先とする。)

- (3) 退避場所までの移動は、徒歩を原則とし、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に退避させる。

その後、事態の推移、被害の状況等によっては、第2章第5節「避難誘導」に定める要領により、他の安全な地域に避難させる。

## 第2編 避難実施要領

### 第1章 避難実施要領の策定

市は、県から本市の住民に対し、避難の指示の通知があったときは、関係機関（教育委員会などの本市の各執行機関、消防本部、県、大竹警察署、岩国海上保安署、自衛隊等）の意見を聴くとともに、市国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意するものとする。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正するものとする。

#### 1 避難実施要領について

市長は、避難の指示の通知があったときは、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるよう、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿って行う。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もある。

#### 2 避難実施要領のパターン作成について

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、市が作成する避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではないため、平素から避難の実施にかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるよう努めるものとする。

このため、平素から、避難の指示の通知を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市は、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成するものとする。

#### 3 避難実施要領の構成

市が策定する避難実施要領（避難マニュアル）の構成は、以下に掲げる8つのパターンとする。

- (1) 弾道ミサイル攻撃の場合
- (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（6パターン）

- ア 比較的時間的な余裕がある場合
  - イ 昼間の市街地における突発的な攻撃の場合
  - ウ 化学剤を用いた攻撃の場合
  - エ 石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合
  - オ 原子力発電所への攻撃の場合
  - カ 米海兵隊岩国航空基地への攻撃の場合
- (3) 着上陸侵攻の場合

#### 4 避難実施要領に定める事項

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (3) その他避難の実施に関し必要な事項

## 第1節 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民を屋内に避難させることが必要である。

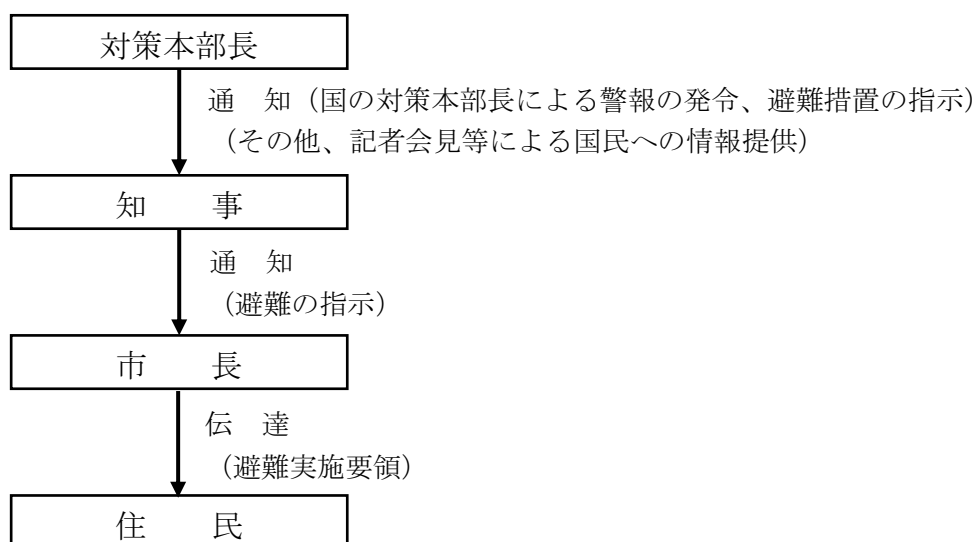
このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難させる。

また、着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難の指示の内容に沿った避難誘導を行う。

なお、弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃の目標を特定することは極めて困難であるため、弾道ミサイルの主体の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、本市においても着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

### 1 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

- (1) 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- (2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発

令する。

## 2 避難に関する事項

### (1) 大竹市全域に避難の指示

市は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、市内の全住民に対し避難の指示を行う。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以降、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知させておくものとする。

また、政府における記者会見等による情報提供と並行して住民に対して、より入念な説明を行うものとする。

### (2) 避難誘導に当たっての留意事項

ア 自家用車の使用については、地域の特性や避難行動要支援者に配慮し、県警察とあらかじめ調整しておくものとする。

イ 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与える。

ウ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、沈着冷静に、毅然たる態度を保つとともに、誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

エ 混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

### (3) 避難住民への周知事項

ア 弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、市は、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報が発令されたことが分かるよう、日頃から訓練等を通じ周知させておくものとする。

イ 避難するに当たっては、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して必要によりテープ等で目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるよう日頃から周知させておくものとする。

ウ 車両等を運転している者に対しては、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所、若しくは道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならないよう日頃から周知させておくも

のとする。

エ 外出先においては、可能な限り大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するよう周知するとともに、余裕がない場合は何らかの遮蔽物の物陰に留まり、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から速やかに離れるよう日頃から周知させておくものとする。

オ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知するとともに、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう日頃から周知させておくものとする。

### 3 避難実施要領に定める事項等

#### (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

弾道ミサイル攻撃の場合、住民を屋内に避難させることが必要であるため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の中心部に避難させるものとする。

#### (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃の目標を特定することは極めて困難であるため、弾道ミサイルの主体の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、本市においても着弾の可能性があり得るものとして、対応するものとする。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる必要があるため、市は、大竹警察署及び防災関係機関等と相互に連携し、市内全域の広報活動を実施するとともに、屋外に居る者に対し、速やかに屋内に避難するよう指示するものとする。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の中心部に避難するよう指示する。

なお、避難の誘導に当たっては、着弾後となることから、着弾後において避難措置の指示があるまで屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により情報の入手に努めるよう周知徹底を図るものとする。

#### (3) その他避難の実施に関し必要な事項

特に、自力での歩行が困難な避難行動要支援者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよ

う、あらゆる機会を通じ周知させるとともに、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした要配慮者支援班の設置等迅速に職員の配置が行えるよう留意するものとする。

#### 4 安全の確保

誘導を行う市職員に対しては、二次被害が生じないように、国の対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。また、必要により現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有、活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携行させる。

## 5 避難実施要領の策定

- (1) 弾道ミサイル着弾前  
市内全住民屋内避難（例）

### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っていると警報を発令し、大竹市全域の住民を屋内避難とする避難の措置の指示を行い、市長は、知事による避難の指示の通知を受けた。

#### 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

- (1) 防災行政無線、広報車その他の手段による住民への周知徹底

弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難の指示があったので、全住民は速やかに屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設に避難すること。

また、次の避難措置の指示があるまで、屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

- (2) 避難時間の指定

発射された弾道ミサイルは、○時○分着弾予定、全住民は、○時○分までに速やかに屋内に避難を完了しておくこと。

#### 3 避難住民の誘導に関する事項

- (1) 避難住民の誘導の実施方法

避難の誘導に当たっては、着弾後となることから、着弾後において次の避難の指示があるまで屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。また、着弾後において避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

##### ア 住民への周知要員

市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用し、広報活動を実施するとともに、防災行政無線にて、周知徹底を図るものとする。



## イ 避難誘導要員

市国民保護対策本部の各支部及び消防団において、管轄する地域の避難誘導を実施する。

### (2) 残留者の確認（屋外に居る者）

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに残留者が居ないか確認する。また、避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

さらに、要所に市有車両及び消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

## 4 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 屋内に避難した者は、次に避難の指示又は解除の通知があるまで屋内に留まり、服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護するとともに、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いて待機しておく。

また、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品の準備をしておく。

(2) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130

- (2) 弾道ミサイル着弾後  
新町地区及び阿多田島地区の住民避難（例）

### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長  
○月○日○時現在

住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は岩国海上保安署に連絡すること。

また、弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は興味本位で近づかないこと。

#### 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

新町地区の住民は、廿日市市大野地区の廿日市市立大野中学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

##### (1) バスの場合

新町3丁目の住民は、大竹小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位で行動し、大竹小学校までの経路としては、国道186号線等の幅員の大きい道路を利用すること。

集合後は、(株)中国バス所有のバスにより、国道2号線を利用して、廿日市市立大野中学校体育館に避難する。

##### (2) 鉄道の場合

新町1、2丁目の住民は、大竹駅に集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位で行動し、大竹駅までの経路としては、玖波青木線等の幅員の大きい道路を利用すること。

集合後は、○日○時○分発広島行きの電車で避難し、大野浦駅で下車する。大野浦駅到着後は、大竹市職員及び廿日市市職員の誘導に従って、主に徒歩で廿日市市立大野中学校体育館に避難する。

##### (3) 船舶の場合

阿多田地区の住民は、阿多田島漁港に○日○時を目途に集合する。

集合後は、(株)西日本旅客鉄道及び(有)阿多田島汽船所有のフェリーに乗船し、宮島に避難する。宮島栈橋到着後は、大竹市職員及び廿日市市職員の誘導に従って、主に徒歩で廿日市市立宮島中学校体育館に避難する。

## 2 避難住民の誘導に関する事項

### (1) 避難住民の誘導の実施方法

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

#### ア 住民への周知要員

市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用し、広報活動を実施するとともに、防災行政無線にて、周知徹底を図るものとする。

#### イ 避難誘導要員

市国民保護対策本部の各支部及び消防団において、管轄する地域の避難誘導を実施する。

また、避難するに当たっては、一定程度規律を保った避難を行うため、地域においてリーダーシップを発揮することができる自主防災組織や自治会、ボランティア等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

### (2) 残留者の確認

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに残留者が居ないか確認する。また、避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

さらに、要所に市有車両及び消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

## 3 その他避難の実施に関し必要な事項

### (1) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護するとともに、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いて待機しておく。

また、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品の準備をしておく。

### (2) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130

## ※ 弾道ミサイル攻撃の場合の留意事項

- (1) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要である。

このため、過去に経験のない事案では、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないという「正常化の偏見」が起きやすくなるため、必要な情報をタイムリーに提供する。

(津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要であるため、あらゆる機会を通じて、日頃から周知させておくものとする。)

- (2) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であるため、訓練等を通じ、この音を定着させておくものとする。
- (3) 子供の不安解消のため、玩具類を携行するよう推奨する。
- (4) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった場所からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

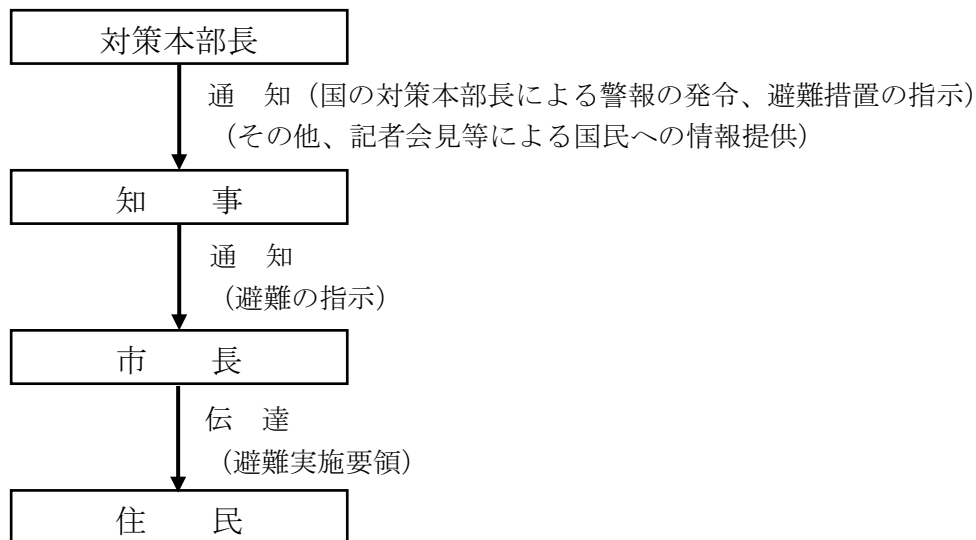
## 第2節 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、岩国海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

### 1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合の措置の流れ

- (1) 国の対策本部長は、ゲリラや特殊部隊による攻撃を予測、察知又は突発的に攻撃を受けたとの警報を発令、避難措置を指示



- (2) 急襲的な攻撃により、県の対策本部から避難の指示を待つ暇がない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

## 2 避難に関する事項

### (1) 避難の指示

市は、武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、被害のおそれのある地域の住民に対し避難の指示を行う。

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるをえないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

### (2) 避難誘導に当たっての留意事項

ア 比較的時間に余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応となる。

イ 自家用車の使用については、地域の特性や避難行動要支援者に配慮し、県警察とあらかじめ調整しておくものとする。

ウ 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

エ 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与える。

オ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、沈着冷静に、毅然たる態度を保つとともに、誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

カ 混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

### (3) 避難住民への周知事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 留守宅の戸締り、金銭、貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、

非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

エ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

### 3 避難実施要領に定める事項等

#### (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、岩国海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、決定することとなる。

#### (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。

#### (3) その他避難の実施に関し必要な事項

特に、自力での歩行が困難な避難行動要支援者においては、迅速な避難が行えるよう、あらゆる機会を通じ周知させるとともに、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした要配慮者支援班の設置等迅速に職員の配置が行えるよう留意するものとする。

### 4 安全の確保

誘導を行う市職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。また、必要により現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有、活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携行させる。

## 5 避難実施要領の策定

- (1) 比較的時間的な余裕がある場合  
栄町地区の住民避難（例）

### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、山口県周南市において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、又石油コンビナート地区である大竹市の御幸町、立戸四丁目、北栄、西栄二、三丁目、南栄二、三丁目、東栄一、二、三丁目を要避難地域とする避難措置の指示を行い、市長は、知事による避難指示の通知を受けた。

#### 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

避難地区の住民は、廿日市市立佐伯中学校体育館、県立廿日市高等学校体育館、廿日市市立廿日市中学校体育館、廿日市市立大野東中学校体育館、県立廿日市西高等学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

- (1) 御幸町、立戸四丁目、北栄の住民

上記住民は、三菱ケミカルグラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位で行動し、三菱ケミカルグラウンドまでの経路としては、国道2号線等の幅員の大きい道路を徒歩で避難すること。

集合後は、市有車、(株)中国バス、(株)広島バス所有のバスにより、国道2号線、県道42号線を利用して、廿日市市立佐伯中学校体育館に避難する。

- (2) 西栄三丁目、南栄二、三丁目の住民

上記住民は、三井化学グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位で行動し、三井化学グラウンドまでの経路としては、幅員の大きい道路を徒歩で避難すること。

集合後は、市有車、(株)中国バス、(株)広島バス、(株)広交観光所有のバスにより、国道2号線を利用して、西栄三丁目の住民は県立廿日市高等学校体育館、南栄二、三丁目の住民は廿日市市立廿日市中学校体育館に避難する。

- (3) 西栄二、東栄一、二、三丁目の住民

上記住民は、さかえ公園グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位又は各事業所単位で行動し、さかえ公園グラウンドまでの経路



としては、幅員の大きい道路を徒歩で避難すること。

集合後は、市有車、(株)中国バス、(株)広島バス、(株)広交観光所有のバスにより、国道2号線を利用して、西栄二、東栄一、二、三丁目の住民は廿日市市立大野東中学校体育館、事業所の従業員は県立廿日市西高等学校体育館に避難する。

### 3 避難住民の誘導に関する事項

#### (1) 避難住民の誘導の実施方法

避難の誘導方法については、各現場における県警察、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正するものとする。また、避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

##### ア 住民への周知要員

市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用し、広報活動を実施するとともに、防災行政無線にて、周知徹底を図るものとする。

##### イ 避難誘導要員

市国民保護対策本部の各支部及び消防団において、管轄する地域の避難誘導を実施する。

また、避難するに当たっては、一定程度規律を保った避難を行うため、地域においてリーダーシップを発揮することができる自主防災組織や自治会、ボランティア等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

##### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配置する。連絡所においては、救護班等を設置して軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

#### (2) 残留者の確認

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに残留者が居ないか確認する。また、避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

#### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市

職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

さらに、要所に市有車両及び消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

#### 4 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。

現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

- (2) 避難する住民の服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護するとともに、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いて避難する。

また、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品の準備をしておく。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130

#### ※ 比較的時間的な余裕がある場合の留意事項

- (1) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。
- (2) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。
- (3) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。
- (4) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- (5) 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両

等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

- (6) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には県が行う。
- (7) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- (8) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- (9) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。
- (10) 外国人については、各国の大使館、領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。
- (11) 防災、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「要配慮者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。
- (12) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- (13) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。
- (14) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- (15) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

- (2) 昼間の市街地における突発的な攻撃の場合  
玖波二丁目の住民避難（例）

### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

○日○時○分に玖波二丁目の玖波駅で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き玖波駅で戦闘が継続している状況にある。（○日○時現在）

#### 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

##### (1) 全般的方針

玖波二丁目に所在する者に対しては、最終的に当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地区において一時的又は最終的に収束した場合には、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに地区外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

##### (2) 避難の方法（状況の変化とともに逐次修正）

○時現在

玖波二丁目の住民は、玖波小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位で行動し、玖波小学校グラウンドまでの経路としては、幅員の大きい道路を徒歩で避難すること。

自力歩行困難者は、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

##### (3) 死傷者への対応

住民に死亡、負傷者が発生した場合には、玖波四丁目の広島西医療センターに誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死者、負傷者の場合も同様とする。

この場合は、防護用の資機材を有する専門的な機関に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

※ DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 災害派遣医療チームは、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

### 3 避難住民の誘導に関する事項

#### (1) 避難住民の誘導の実施方法

避難の誘導方法については、各現場における県警察、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正するものとする。また、避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

##### ア 住民への周知要員

事態の沈静化が図られるまでは、電話及び防災行政無線にて周知徹底を図るものとする。

事態の沈静化の状況を踏まえ、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用し、広報活動を実施する。

##### イ 避難誘導要員

市国民保護対策本部の各支部及び消防団において、管轄する地域の避難誘導を実施する。

また、避難するに当たっては、一定程度規律を保った避難を行うため、地域においてリーダーシップを発揮することができる自主防災組織や自治会、ボランティア等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

##### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において職員を配置し、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

#### (2) 残留者の確認

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに残留者が居ないか確認する。また、避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

また、自力歩行困難者は、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続しているため、個別訪問を行うなど、残留者の確認を徹底する。

#### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

さらに、要所に市有車両及び消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

#### 4 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。

また、誘導を行う市職員に対しては、二次災害を生じさせることがないように、現地調整所や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

- (2) 誘導を行う市職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携行させる。

- (3) 避難する住民の服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護するとともに、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いて避難する。

また、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品の準備をしておく。

- (4) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130

#### ※ 突発的な攻撃の場合の留意事項

- (1) グリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には住民を攻撃の区域外に避難させる。
- (2) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(3) 屋内避難をさせる場合

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(4) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、岩国海上保安署及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(5) 現地調整所で、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

- (3) 化学剤を用いた攻撃の場合  
本町、元町、新町地区の住民避難（例）

### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、大和橋付近における爆発について、化学剤（神経剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の大竹市本町二丁目、元町一丁目の地域及びその風下となる新町三丁目を要避難地域として、屋内に避難するよう避難措置の指示を行い、市長は、知事による避難の指示の通知を受けた。

#### 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

- (1) 防災行政無線、広報車、電話での自治会連絡網による住民への周知徹底

市は、要避難地域の住民について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、風下先となる地域の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

ア 住民に対しては、屋内では窓を閉めて目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を石鹼でよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ、ラジオその他の手段による情報の入手に努めるよう促す。

- (2) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要であるため、現地対策本部との緊密な連絡体制を確保するとともに、市職員の活動上の安全に配慮する。

ア 爆発が発生した地区周辺に市職員を派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、岩国海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

イ 政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため市職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。



### 3 避難住民の誘導に関する事項

#### (1) 避難住民の誘導の実施方法

要避難地域の住民に対しては、防災行政無線などにより避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する県警察、岩国海上保安署、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

#### (2) 避難実施要領の住民への伝達

ア 市職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する関係機関の車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、市職員は避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団、警察署長等に電話、FAX等により、住民への電話、FAX等による伝達を依頼する。

ウ 市職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 市職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

### 4 その他避難の実施に関し必要な事項

#### (1) 避難所の開設

ア 大竹中学校を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて避難所におけるNBC災害への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受け入れ先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

#### (2) 安全の確保

市の職員において、二次災害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

- (3) 緊急時の連絡先、調整先は以下のとおりとする。
- ア 大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課  
TEL 0827-57-7120  
FAX 0827-57-7130
  - イ 現地調整所設置場所 大竹中学校  
TEL ○○○

#### ※ 化学剤を用いた攻撃の場合の留意事項

- (1) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、下を這うように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。
- (2) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との密接な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。
- (4) 防護衣を着用せずに移動して伝達することは、危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。
- (5) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。
- (6) NBC攻撃による汚染の状況が目に見えない事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

- (4) 石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合  
栄町地区の住民避難（例）

### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

武装工作員が侵入したとの情報がある、岩国・大竹地区石油コンビナート等特別防災区域については、当該区域内の施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設から有毒ガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、国の対策本部長は、警報を発令し、石油コンビナート等特別防災区域周辺の御幸町、立戸四丁目、北栄、西栄二、三丁目、南栄二、三丁目、東栄一、二、三丁目を要避難地域とする避難措置の指示を行い、市長は、知事による避難の指示の通知を受けた。

#### 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

栄町地区の住民は、廿日市市立佐伯中学校体育館、県立廿日市高等学校体育館、廿日市市立廿日市中学校体育館、廿日市市立大野東中学校体育館、県立廿日市西高等学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

##### (1) 御幸町、立戸四丁目、北栄の住民

上記住民は、三菱ケミカルグラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位で行動し、三菱ケミカルグラウンドまでの経路としては、国道2号線等の幅員の大きい道路を徒歩で避難すること。

集合後は、市有車、(株)中国バス、(株)広島バス所有のバスにより、国道2号線、県道42号線を利用して、廿日市市立佐伯中学校体育館に避難する。

##### (2) 西栄三丁目、南栄二、三丁目の住民

上記住民は、三井化学グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位で行動し、三井化学グラウンドまでの経路としては、幅員の大きい道路を徒歩で避難すること。

集合後は、市有車、(株)中国バス、(株)広島バス、(株)広交観光所有のバスにより、国道2号線を利用して、西栄三丁目の住民は県立廿日市高等学校体育館、南栄二、三丁目の住民は廿日市市立廿日市中学校体育館に避難する。

##### (3) 西栄二、東栄一、二、三丁目の住民

上記住民は、さかえ公園グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、自治会の班単位又は各事業所単位で行動し、さかえ公園グラウンドまでの経路

としては、幅員の大きい道路を徒歩で避難すること。

集合後は、市有車、(株)中国バス、(株)広島バス、(株)広交観光所有のバスにより、国道2号線を利用して、西栄二、東栄一、二、三丁目の住民は廿日市市立大野東中学校体育館、事業所の従業員は県立廿日市西高等学校体育館に避難する。

### 3 避難住民の誘導に関する事項

#### (1) 避難住民の誘導の実施方法

避難の誘導方法については、各現場における県警察、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正するものとする。また、避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

##### ア 住民への周知要員

市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用し、広報活動を実施するとともに、防災行政無線にて、周知徹底を図るものとする。

##### イ 避難誘導要員

市国民保護対策本部の各支部及び消防団において、管轄する地域の避難誘導を実施する。

また、避難するに当たっては、一定程度規律を保った避難を行うため、地域においてリーダーシップを発揮することができる自主防災組織や自治会、ボランティア等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

##### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配置する。連絡所においては、救護班等を設置して軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

#### (2) 残留者の確認

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに残留者が居ないか確認する。また、避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

#### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市

職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

さらに、要所に市有車両及び消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

#### 4 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。

現地調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

- (2) 避難する住民の服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護するとともに、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いて避難する。

また、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品の準備をしておく。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130

#### ※ 石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合の留意事項

- (1) 石油コンビナートについては、生活等関連施設として、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は岩国海上保安署長が施設の周辺について、立入制限区域を指定することとなっている。
- (2) 石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている。(法第104条)
- (3) 石油コンビナート等による災害においては、液化天然ガスや液化石油ガスなどの可燃性物質の爆発などのほか、一酸化炭素、アンモニアといった有毒ガスの漏洩拡散なども考えられる。

特に、有毒ガスの漏洩の危険性がある場合においては、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決まることから、周辺住民の居住状況（高圧ガス保安法により、高圧ガス施設は一定の民家等との保安距離が確保されている。）

等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導し、又は屋内への避難を行わせる必要がある。

また、大規模な爆発が発生した場合（ファイヤーボールの発生等）については、その影響（爆風、放射熱、破片の飛翔等）が広範囲に及ぶ可能性があることから、その影響を勘案した広範囲な避難を考える必要がある。このため、事態の状況を見極めながら、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外に住民を避難させるとともに、時間や場所により、屋内に避難させることも考慮する必要がある。

※ ファイヤーボールとは

塔槽類等の容器内の可燃性液体、液化ガスが火災により加熱され、内部圧力が急上昇し、容器を破り、気化した時点で着火したとき、火炎の塊が吹き出す現象をいう。

- (4) 住民の避難については、国の対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は、事業者と協議して予防的にでも退避を指示し、又は屋内への退避を指示することが必要である。
- (5) 特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者又は副防災管理者が選任されるとともに、自衛消防組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決めることが必要である。
- (6) 自衛隊、岩国海上保安署及び県警察による攻撃への排除活動と避難や救助等の活動との連携が確保されるよう、関係機関による現地調整所を設置して、対応に当たることが必要である。その際、防災管理者を含めることにより、施設の特性に応じた迅速な判断を行えるように留意する。
- (7) 事業所における自衛消防組織との連携の取れた活動を行う。

- (5) 原子力発電所への攻撃の場合  
市内全住民屋内避難（例）

### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、愛媛県佐田岬半島付近において、国籍不明の潜水艦から武装工作員が上陸し、逃走した武装工作員による四国電力伊方原子力発電所への攻撃が行われたため、警報を発令し、発電所からの距離が半径100km圏内の地域を要避難地域とする避難措置の指示を行い、市長は、知事による避難の指示の通知を受けた。

#### 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

- (1) 防災行政無線、広報車その他の手段による住民への周知徹底

四国電力伊方原子力発電所への攻撃による警報の発令及び避難の指示があったので、全住民は速やかに屋内に避難すること。

また、次の避難措置の指示があるまで、屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

- (2) 避難時間の指定

○時○分現在、原子力発電所において放射性物質等が放出されているため、全住民は、○時○分までに速やかに屋内に避難を完了しておくこと。

#### 3 避難住民の誘導に関する事項

- (1) 避難住民の誘導の実施方法

避難の誘導方法については、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正するものとする。また、避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

##### ア 住民への周知要員

市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用し、広報活動を実施するとともに、防災行政無線にて、周知徹底を図るものとする。

#### イ 避難誘導要員

市国民保護対策本部の各支部及び消防団において、管轄する地域の避難誘導を実施する。

#### (2) 残留者の確認（屋外に居る者）

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに残留者が居ないか確認する。また、避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

#### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

さらに、要所に市有車両及び消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

#### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 市職員は、防災行政無線を用いて、全住民に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、市職員は避難実施要領について、市内の各自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団、警察署長等に電話、FAX等により、住民への電話、FAX等による伝達を依頼する。

ウ 市職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 市職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

### 4 その他避難の実施に関し必要な事項

#### (1) 屋内に避難した者は、次に避難の指示又は解除の通知があるまで屋内に留まり、服装は、身軽で動きやすいものとする。

また、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品の準備をしておく。

#### (2) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130



## ※ 原子力発電所への攻撃の場合の留意事項

- (1) 原子力事業所に対する攻撃については、武力攻撃原子力災害の万が一の発生に備えた避難を考える必要がある。その際、原子力事業所からの放射能漏れ等のおそれに対する住民の不安を可能な限り払拭できるよう、現在、講じている措置等についても情報提供を行うことが必要である。
- (2) 武力攻撃原子力災害の特性にかんがみ、原子力事業所に具体的な被害が発生していない段階においても、国の対策本部長の指示に基づき、予備的に避難を行うことも必要である。
- (3) 武力攻撃原子力災害への避難については、基本指針において次のとおり整理されている。
  - ア 武力攻撃原子力災害が発生するおそれがある場合は、国の対策本部長は、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせるものとする。
  - イ 武力攻撃原子力災害が発生した場合には、原則として、国の対策本部長は、コンクリート造り等の堅ろうな建物等への屋内避難を指示するものとする。また、事態の推移に応じて、放射性物質等の長期間放出が予想され、他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等には、当該避難を指示するものとする。
- (4) 武装工作人員による攻撃からの避難については、当初は、その活動の実態が不明な状況も多いことから、突発的な攻撃に巻き込まれることがないように、別途連絡があるまで、屋内に避難することを基本とする。
- (5) 市は、自衛隊、岩国海上保安署及び県警察から情報を収集し、局地的にも一定の地域の安全が確保された場合に、必要があると認めるときには、その支援を受けて、当該地域の住民を避難させる。このため、現地における事態の状況を捉えた活動を行えるよう、現地調整所等において、情報共有及び活動調整を十分に行う。特に、銃器類による防護手段を有しない職員の現場における活動は、十分な安全が確保された状況下で行う。
- (6) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。

- (6) 米海兵隊岩国航空基地への攻撃の場合  
市内全住民屋内避難（例）

### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、突発的に米海兵隊岩国航空基地が攻撃を受けたとの警報を発令し、大竹市全域の住民を屋内避難とする避難の措置の指示を行い、市長は、知事による避難の指示の通知を受けた。

#### 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

- (1) 防災行政無線、広報車その他の手段による住民への周知徹底

米海兵隊岩国航空基地への攻撃による警報の発令及び避難の指示があったので、全住民は速やかに屋内に避難すること。

また、次の避難措置の指示があるまで、屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

- (2) 避難時間の指定

○時○分現在、米海兵隊岩国航空基地において武装工作員の抵抗等により、引き続き戦闘が継続している状況にあるため、全住民は、○時○分までに速やかに屋内に避難を完了しておくこと。

#### 3 避難住民の誘導に関する事項

- (1) 避難住民の誘導の実施方法

避難の誘導方法については、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正するものとする。また、避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

##### ア 住民への周知要員

市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用し、広報活動を実施するとともに、防災行政無線にて、周知徹底を図るものとする。

#### イ 避難誘導要員

市国民保護対策本部の各支部及び消防団において、管轄する地域の避難誘導を実施する。

#### (2) 残留者の確認（屋外に居る者）

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに残留者が居ないか確認する。また、避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

#### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

さらに、要所に市有車両及び消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

#### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 市職員は、防災行政無線を用いて、全住民に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、市職員は避難実施要領について、市内の各自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団、警察署長等に電話、FAX等により、住民への電話、FAX等による伝達を依頼する。

ウ 市職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 市職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

### 4 その他避難の実施に関し必要な事項

#### (1) 屋内に避難した者は、次に避難の指示又は解除の通知があるまで屋内に留まり、服装は、身軽で動きやすいものとする。

また、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品の準備をしておく。

#### (2) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130

## ※ 米海兵隊岩国航空基地への攻撃の場合の留意事項

- (1) 施設が防衛の活動拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、国や県と密接な連携を図る。
- (2) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域における住民の避難については、地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国において必要な調整が図られることとされており、県は、この調整に基づき必要な措置を講ずるものとされている。

このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずる。
- (3) 武装作業員による攻撃からの避難については、当初は、その活動の実態が不明な状況も多いことから、突発的な攻撃に巻き込まれることがないように、別途連絡があるまで、屋内に避難することを基本とする。
- (4) 市は、自衛隊、岩国海上保安署及び県警察から情報を収集し、局地的にも一定の地域の安全が確保された場合に、必要があると認めるときには、その支援を受けて、住民を避難させる。このため、現地における事態の状況を捉えた活動を行えるよう、現地調整所等において、情報共有及び活動調整を十分に行う。特に、銃器類による防護手段を有しない職員の現場における活動は、十分な安全が確保された状況下で行う。
- (5) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。

### 第3節 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

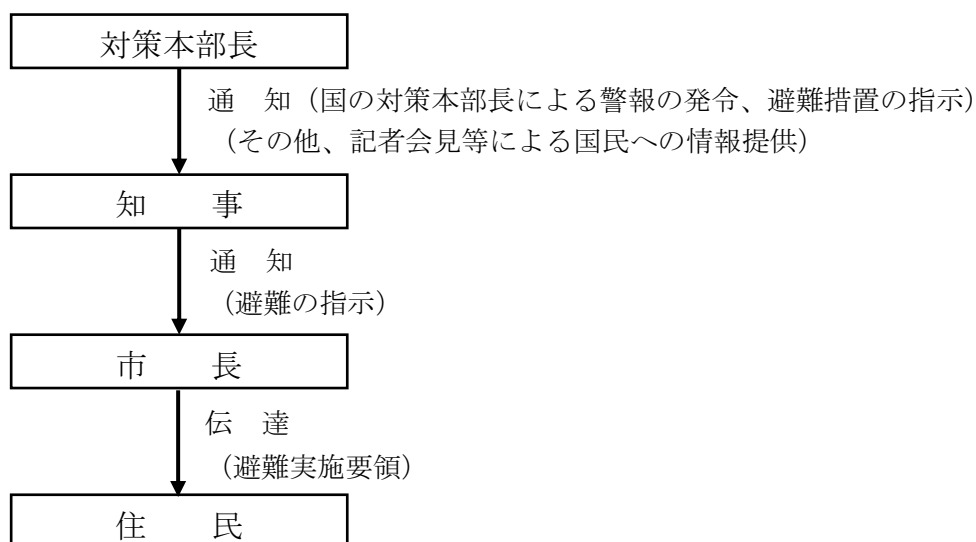
このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

一方、島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本であるため、市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を輸送の拠点となる港湾へ移動するよう、住民に周知を行うことが措置の中心となる。

#### 1 着上陸侵攻場合の措置の流れ

- (1) 国の対策本部長は、着上陸侵攻の可能性を考慮し、警報を発令、避難措置を指示



- (2) 離島以外の住民については、国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

## 2 避難に関する事項

### (1) 阿多田島における避難の指示

市は、阿多田島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、阿多田島の全住民に対し避難の指示を行う。

このため、住民が迅速に対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知させておくものとする。

また、政府における記者会見等による情報提供と並行して住民に対して、より入念な説明を行うものとする。

### (2) 避難誘導に当たっての留意事項

ア 島外への輸送手段については、県が国と、又は市が県と調整して、指定地方公共機関又は指定公共機関である運送事業者の輸送手段をチャーターする。

イ 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的に徒歩による移動とする。

ウ 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

エ 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与える。

オ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、市職員は、沈着冷静に、毅然たる態度を保つとともに、誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

カ 混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

### (3) 避難住民への周知事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 留守宅の戸締り、金銭、貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

エ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障

をきたさないように住民に促す。

### 3 避難実施要領に定める事項等

#### (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

多くの場合は、国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とし、一方島における避難については、県及び関係機関と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう、島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの移動手段、移動経路等）を定めるものとする。

#### (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

島内の住民については、島外への避難の手段が限られていることから、可能な限り、残留者が取り残されないような戸別訪問等の対応を心がける。

#### (3) その他避難の実施に関し必要な事項

特に、自力での歩行が困難な避難行動要支援者においては、迅速な避難が行えるよう、あらゆる機会を通じ周知させるとともに、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした要配慮者支援班の設置等迅速に職員の配置が行えるよう留意するものとする。

### 4 安全の確保

誘導を行う市職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。また、必要により現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有、活動調整を行う。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携行させる。

## 5 避難実施要領の策定

### (1) 離島からの避難

阿多田島地区の住民避難（例）

#### 避難実施要領（例）

大 竹 市 長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、大竹市阿多田島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令、大竹市阿多田島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行い、市長は、知事による避難の指示の通知を受けた。

#### 2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

阿多田地区の住民は、阿多田島漁港に○日○時を目途に集合する。

集合後は、(株)西日本旅客鉄道及び(有)阿多田島汽船所有のフェリーに乗船し、当面は、小方小学校体育館に避難する。緊急時には、これ以外にも岩国海上保安署の舟艇及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。

小方港棧橋到着後は、市職員の誘導に従って、主に徒歩で小方中学校体育館に避難する。

#### 3 避難住民の誘導に関する事項

##### (1) 避難住民の誘導の実施方法

避難の誘導方法については、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正するものとする。また、避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

##### ア 住民への周知

島内の全住民に対して、防災行政無線や自治会の連絡網により、周知徹底を図るものとする。

##### イ 避難誘導要員

市国民保護対策本部の阿多田支部及び消防団において、管轄する地域の避難誘導を実施する。



また、避難するに当たっては、一定程度規律を保った避難を行うため、地域においてリーダーシップを発揮することができる自主防災組織や自治会、ボランティア等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

#### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において市職員及び消防団員を配置し、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

#### (2) 残留者の確認

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに残留者が居ないか確認する。また、避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

また、島内の住民については、島外への避難の手段が限られていることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

#### (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

さらに、要所に市有車両又は消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

### 4 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、国や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

(2) 誘導を行う市職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携行させる。

(3) 避難する住民の服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護するとともに、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いて避難する。

また、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品の準備をしておく。

(4) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部 事務局 危機管理課

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130

#### ※ 着上陸侵攻の場合の留意事項

- (1) 島外への輸送手段については、県が国と、又は市が県と調整して、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者の輸送手段をチャーターする。
- (2) 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には市が、島内の公用車両等を活用して行う。交通手段が不足する場合は、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。
- (3) 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。
- (4) 市は、避難者リストを作成し、残留者を戸別訪問して、避難の有無を確認する。また、発着港湾において、避難連絡所を設置して、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。
- (5) 避難連絡所において、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次住民を落ち着かせ乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

## 第2章 避難誘導における留意点

### 1 各種の事態に即した対応

- (1) 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間や夜間における避難であるか否か等により、実際の避難誘導のあり方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- (2) 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、岩国海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- (4) 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- (5) 市街地での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時にどのように対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- (6) 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位を付けていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

### 2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- (1) 避難住民の誘導に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、また、それを受けた県知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- (2) 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏

まえて、避難の方法を考える必要がある。

- (3) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聞くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を定めていくことが求められる。
- (4) 市対策本部は、本市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- (5) 避難誘導の開始や終了時、問題が生じたときなどは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また、現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い、連携の取れた対応を行う。
- (6) 政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

### 3 住民に対する情報提供のあり方

- (1) 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- (2) 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- (3) その際、事態の状況や住民の避難に関わる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである。（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）
- (4) また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- (5) 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。

- (6) 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- (7) NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

#### 4 高齢者、障害者等への配慮

- (1) 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり、常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- (2) 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適当と考える。
- ア 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「要配慮者支援班」の設置
  - イ 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ウ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - エ 一人ひとりの避難行動要支援者のための避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等への活用
- (3) また、老人福祉施設等の施設の管理者において、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- (4) なお、避難行動要支援者名簿を作成するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要支援者を把握し、要支援者本人に直接働きかけ、避難行動要支援者名簿を作成する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	制度を周知した上で、自ら希望した者についての避難行動要支援者名簿を作成する方式。必要な支援等をきめ	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要支援者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者

	細かく把握することができる。	となり得る者の全体像が把握できない。
--	----------------	--------------------

共有情報方式	市が個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続を経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要支援者を特定する方式。	情報共有の結果、特定される要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。
--------	---	---

※ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)より

## 5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- (1) 避難は、現時点において安全でも、事態に変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- (2) したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難場所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- (3) また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- (4) 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- (5) このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
  - ア 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
  - イ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。(自主防災組織等には特殊標章の交付も考慮する。)
  - ウ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷

静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

エ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6 学校や事業所における対応

- (1) 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- (2) 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする。（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）
- (3) こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## 7 民間企業による協力の確保

- (1) 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが住民避難に役立つのみならず、近隣地域への情報提供についても、重要な役割を果たしうる。
- (2) 例えば、昼間の市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供する。）は、大きな効果を生む。
- (3) このため、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

## 8 住民の「自助」努力による取組の促進

- (1) 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- (2) 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識をもって対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。

- (3) 武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収束させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- (4) 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。
- ア 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
  - イ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
  - ウ 近隣の堅ろうな建物などの屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
  - エ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。



## 第3編 資料

### 第1章 用語の定義

本計画及び資料編における用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
<b>【あ行】</b>	
安否情報	住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報
NBC攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること
応急措置	武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置
応急復旧	一時的な補修や修繕(武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる)
<b>【か行】</b>	
化学剤	化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの
関係機関	本計画に規定する事業・業務に関係する全ての機関
危険物質等	引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により、人の生命、身体及び財産に対する危険が生ずるおそれがある物質
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
救援	避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置
救援物資	救援の実施に当たって必要な物資(医薬品、食料、寝具その他の物資)
救護班	医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り、医療を行うもの

用語	定義
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
国の対策本部	対処基本方針が定められたときに、対処措置の実施を推進するため、内閣に内閣総理大臣を長として設置
警報	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報
警戒区域	市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入制限・禁止・退去命令を行うことができる区域
警察署長等	警察署長、海上保安署長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長
ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して小規模の襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方かく乱等を行う要員
県の対策本部	武力攻撃事態等において、国から県国民保護対策本部を設置すべき通知を受け設置
航空攻撃	爆撃機及び戦闘機等でわが国領空に侵入し、空対地ミサイルを発射、あるいは爆弾等を投下する攻撃
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会
国民保護法	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の略

用 語	定 義
<b>【さ行】</b>	
市対策本部	武力攻撃事態等において、国から県を通じ国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受け設置
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
指定行政機関	内閣府及び各省庁など国の中央機関で、政令で定めるもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの
収容施設	被災者や避難住民を受け入れるための公民館や体育館などの施設
ジュネーヴ諸条約	<p>ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一条約：戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約</li> <li>・第二条約：海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約</li> <li>・第三条約：捕虜の待遇に関する条約</li> <li>・第四条約：戦時における文民の保護に関する条約</li> <li>・第一追加議定書：国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書</li> <li>・第二追加議定書：非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書</li> </ul>

生活関連等施設	国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で、政令で定めるもの
生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資
生物剤	生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの
相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定
<b>【た行】</b>	
大規模集客施設	デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
退避	目前の危機を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れること
ダーティボム	核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とする爆弾
弾道ミサイル	ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル
着上陸侵攻	多数の船舶等により沿岸部に直接上陸するとともに、航空機等により降下着陸して、わが国の領土を占領する攻撃
テロ	「テロリズム」の略（一定の政治目的のため、暗殺や暴行などの直接的な恐怖手段に訴える暴力主義又はその行為）
特殊標章	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章（ジュネーブ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器財を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。この国際的な特殊標章は文民保護標章と呼ばれ、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。）

用語	定義
特殊部隊	軍隊や警察及びそれに準ずる組織（情報機関や治安機関）において、特殊な任務を担当する部隊や部署の総称
<b>【は行】</b>	
被災情報	武力攻撃災害による人的及び物的被害の状況に関する情報
避難経路	避難道路、鉄道、海路、空路等の避難に要する交通等の経路
避難行動要支援者	次のいずれかに該当する者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難な者</li> <li>・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な者</li> <li>・危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な者</li> <li>・危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な者</li> </ul> 具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）
避難施設	知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設
避難実施要領	避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの
避難住民	避難を行った者又は避難の途中にある者
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
避難措置の指示	国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示
避難の指示の伝達	避難の指示を受けた市町村長が住民及び関係機関に対して行う、避難すべき旨の伝達
避難誘導	避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと
不発弾	発射又は投弾された後、炸裂又は爆発することなく残存した砲弾、爆弾、ミサイル等

用語	定義
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃および武力攻撃予測事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃災害等	武力攻撃及び緊急対処事態に発生した災害
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害
武力攻撃事態対処法	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略
防護服	放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備
防災行政無線	県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム
<b>【ま行】</b>	
身分証明書	ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める身分証明書
<b>【や行】</b>	
要避難地域	国の対策の本部長が示す住民の避難が必要な地域
<b>【ら行】</b>	
ライフライン	水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設

## 第2章 NBCテロ

### 1 NBCとは

N＝核兵器、核施設

B＝生物兵器

C＝化学兵器、化学工場など、これらの特殊な災害または攻撃

#### (1) NBCによる人体障害の特徴

	五感で	汚染	症状	治療
放射性物質	分からない	検知可	遅発	特異的なものはない
生物剤	分からない	早期には検知不可	遅発	ワクチン、抗生剤が有効
化学剤	分かるものもある	検知できるものもある	早期に出現	特効薬があるものがある

#### (2) NBCの特徴

NBC共通の特徴としては、

ア NBCの共通の特徴としては、大量に被災者が出ると想定される。

イ 催し物や祭り等、同一時間、同一地域においての集団災害においては、脅威となる。

ウ 発生する頻度が低いにもかかわらず、対応に特別な知識が必要である。

エ 通常の災害対応に加え、治療に携わる者の防護や患者の除染が必要となる。

このような共通な特徴がある反面、NBCそれぞれで、特異な点もある。化学剤は、異臭がする等、五感で分かるものもあるが、放射線や生物剤は、五感では分からない。

また、汚染について、放射線物質によるものについては、検知することができる。また、放射線や生物剤によるものでは、症状は遅延して現れる。特異的な治療の有無に関しても、それぞれ異なる。

## 2 N（核兵器、核施設）テロについて

Nテロは、大きく2つに分けて考えることが必要である。第一は、核爆弾を爆発させること、第二は核物質（放射性物質）を何らかの方法で撒き散らすという方法が考えられる。

### (1) 核を用いたテロの方法及び人体への影響

核兵器の使用には非常に高度な科学技術が必要なため、一般的にはテロリストが保有する可能性は低いとされている。また、核を利用したテロの手段としては、原子力施設に対してテロ攻撃を行う可能性も指摘されている。核爆発が発生すると強力な爆発により大規模な破壊が瞬間的に引き起こされる。爆発と同時に強力な熱と衝撃波とともに放射性物質が周囲に拡散され、動植物、空気や水、地面などを汚染する。

### (2) 放射性物質を用いたテロの方法及び人体への影響

ウラン、ラジウム等の放射性物質から発生する放射線の人体に対する影響は、被ばく量、被ばく時間、放射性物質の種類等に左右されるが、強い放射線に被ばくした場合、急性放射線症という深刻な症状が現れる。被ばく後数分から数週間以内に嘔吐、下痢等の兆候が現れ、その後一時的に体調は回復するが、再び食欲減退、疲労感、熱、吐き気等の症状に陥り、この状態は数時間から数ヶ月にわたって続く。毛が抜け落ちることもある。被ばくの量にもよるが、皮膚の障害は数週間から数年にわたって続く。

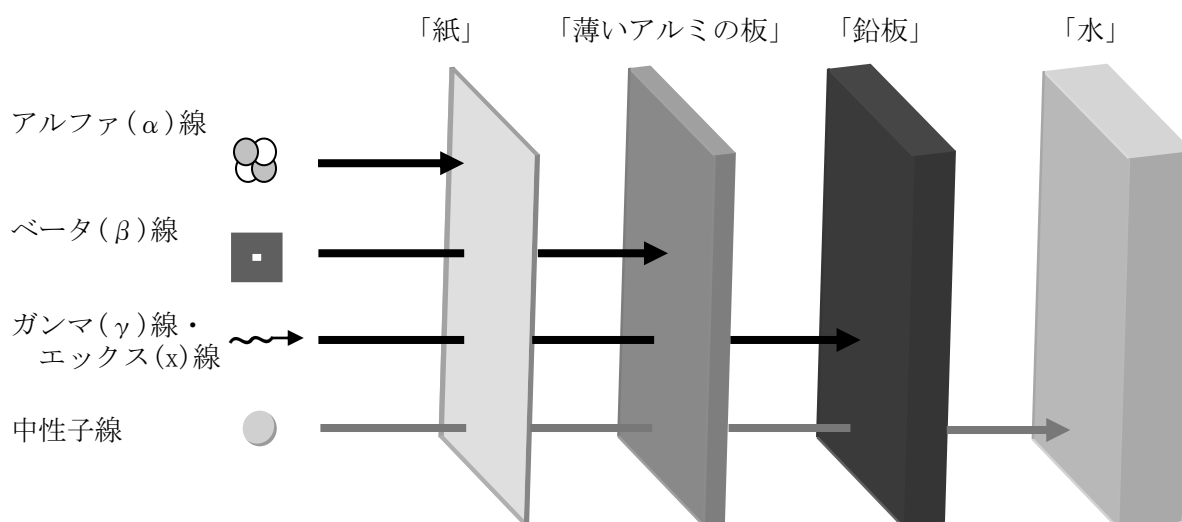
放射性物質を用いたテロの手段としては、直接飲食物に混入するテロの可能性も指摘されているが、放射性物質を広範囲に拡散させるテロの手段として最も懸念されているのが、爆弾の爆発やミサイルを利用するダーティボムと呼ばれるもので、核分裂によって高熱と放射線を発生する核爆弾とは異なり、爆薬によって爆弾内部や周囲に詰めた放射性物質を拡散させる。

### (3) 主な放射線の種類と特性

放射線 項目	$\alpha$ 線	$\beta$ 線	$\gamma$ 線	中性子線
正体	He の原子核	電子	電磁波	中性子
電荷	+	+, -	0	0
空中飛程	約数 c m	数十 c m ~ 数 m	数 k m	数 k m
透過力	薄い紙 1 枚で完全に阻止	薄い金属板で完全に阻止	密度の大きい物質 (鉛等) で阻止	原子番号の小さい物質 (水等) で阻止



#### (4) 放射線の種類と性質（透過性）



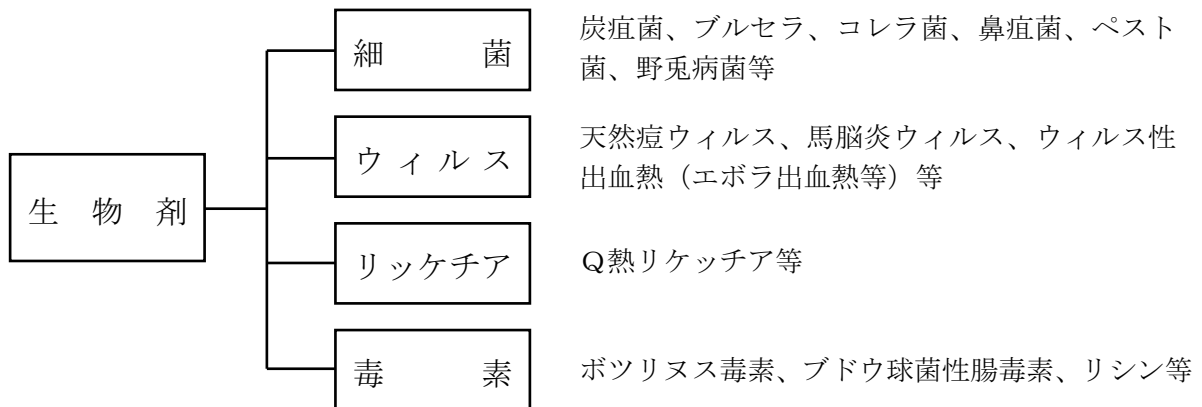
#### (5) 核兵器等の場合の留意点

- ア 爆発が離れた場所で発生した場合、可能であれば地下に退避することにより、爆発及び衝撃波の直接的な被害から身を守る。
- イ 放射線の人体への影響を軽減するため、爆発地点から距離をとり、被ばくの時間を短くし、厚い壁等で放射線を遮断する。
- ウ 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難させる。
- エ 避難誘導に当たり、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制
- オ 汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくを低減
- カ 放射線医学研究所等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣
- キ 被ばく患者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施
- ク 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施

### 3 B（生物剤）テロについて

検知が困難で、人為的か集団感染か分からない場合が多く、又二次感染により、広範囲に多数の感染者が発生するなど、通常発症しない病気（炭疽、天然痘など）が発症する。

#### (1) テロに使用される可能性のある生物剤



#### (2) 生物剤を用いたテロの方法及び人体への影響

生物剤を大別すると、細菌やウイルスのような病原体と、動植物などに含まれている毒物である毒素に分けることができる。触れたり、口に入れたり、吸入することで人体に悪影響を及ぼすことから、テロの形態としては化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。

生物剤に汚染された場合、微生物である病原体は、成長・増殖して様々な病気を引き起こす。一方、毒素は成長・増殖はしませんが、化学的に製造できるものも存在しており、人体には化学兵器に似た効果をもたらす。

感染症の研究を行っている米国疾病管理センターは、多くの生物剤の中でも感染症の特徴や過去の生物兵器としての研究開発状況等に関する情報を踏まえ、特に危険性が高く、優先して対策を立てる必要があるものをカテゴリーAとし、その中で天然痘、炭疽菌、ペスト菌、ボツリヌス毒素、野兔病、ウイルス性出血熱をあげている。

#### (3) 生物兵器の場合の留意点

- ア 呼吸を妨げない程度の厚い布で口と鼻を覆い、不審物からすぐに離れる。
- イ 不審物に触れてしまった場合は、石鹼でよく手を洗う。
- ウ 身近に感染した可能性のある人がいる際には、家庭用品や飲食物を共用しないようにし、頻繁に石鹼で手を洗う。

エ 人に知られることなく散布することが可能なことから、二次感染の拡大防止が課題

オ 国を中心とした一元的な情報収集及びサーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域の特定

カ 感染源となった病原体の特性に応じた医療活動を行い、感染者を入院させ治療し、まん延防止を図る。

キ 国民に必要なワクチン接種を行うこととし、それに関する情報について広報する。

ク 医療関係者に天然痘等のワクチン接種を行うなど所要の防護措置を実施

(4) 生物剤として使用される可能性が高い感染症の特質

生物剤		人から人への感染	潜伏期	徴候と症状
細菌	吸入炭疽 (肺炭疽)	なし	1～7日	発熱、咳、軽度の肺の不快感に続いて、チアノーゼを伴った重度の呼吸困難、重篤な症状が発現した後、24～36時間以内にショックや死に至る。 ※感冒様症状で発病するが、数日後、突然症状が悪化し、呼吸困難、チアノーゼ、痙攣が起こり、最終的に死に至る。
	(皮膚炭疽)			
	ペスト菌 (肺ペスト)	高い (飛沫感染)	2～3日	高熱、悪寒から急速に進行してチアノーゼを呈する呼吸不全、循環虚脱と出血傾向から死に至る。 ※高熱、頭痛、咳そう、血痰等の症状が急激に発症。肺炎は急速に進行し、呼吸不全に陥る。敗血症に至ることもある。
	ペスト菌 (腺ペスト)	ノミが媒介	2～10日	倦怠感、高熱が自然に進行し、敗血症となり、中枢神経系、肺などに波及
ウイルス	痘瘡 (天然痘ウイルス)	高い (飛沫感染)	7～17日 (平均12日)	急激に倦怠感、発熱等で始まり2～3日後、四肢顔面を中心に皮疹が現れ、膿疱性小疱疹となる。 ※潜伏期の後、倦怠感、発熱、頭痛といった前駆症状にて発病し、2～3日後に特徴的な発疹が、主に顔、腕、脚に出現する。
毒素	ボツリヌス菌毒素	なし	1～5日	眼瞼下垂、全身脱力、嚥下困難等の弛緩性麻痺から呼吸不全に陥る。 ※吸入した場合、食餌性ボツリヌス症に類似した症状を呈するが、一般的に経口摂取した場合より潜伏期間は延長する。この症状は、神経伝達部位におけるアセチルコリン放出を抑制することで起こる。これにより運動神経及び副交感神経が遮断され、複視、眼瞼下垂、口渇、嚥下困難、尿閉、便秘等のほか、骨格筋の麻痺が起こる。この麻痺は呼吸筋にも及び、その結果、呼吸困難に陥り死に至る。

#### 4 C（化学剤）テロについて

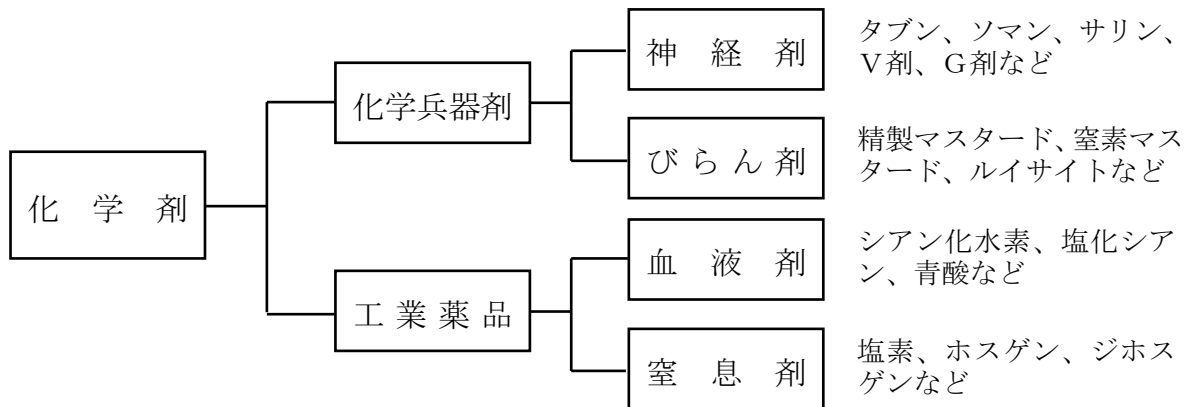
化学災害の原因物質として、神経剤、血液剤、窒息剤、びらん剤、その他無傷害化学剤として、催涙剤、催吐剤等があげられる。

一例として、複数人が同時に眼症状や皮膚症状、呼吸の異常、神経症状を訴えた場合は化学剤による災害を想定する必要がある。

化学剤は、生物剤と比較するとテロ行為発生から患者の発生までの時間が短い傾向がある。ただし、中には窒息剤のホスゲンのように潜伏期が長いものもある。

化学剤においてもテロ行為の発生や患者の発生を早く知って、早く適切に対応することが大切となる。そのためには、化学兵器によるテロについても医療機関、保健所、衛生研究所、警察などがよく連携をとることが大切である。

##### (1) テロに使用される可能性のある化学剤



※ その他に、無(能)力化剤、暴動鎮圧剤がある。

無(能)力化剤（中枢神経系抑制剤、中枢神経系覚せい剤）

暴動鎮圧剤（刺激剤（催涙剤）、嘔吐剤）

##### (2) 化学剤の特徴について

###### ア 神経剤

(ア) 人間の神経組織に傷害を与え、呼吸麻痺、全身痙攣を起こす。

(イ) 基本的には、有機リン系の殺虫剤と同じ。

(ウ) きわめて毒性が強い。(サリンは青酸の45倍、VXはさらにその10倍)

(エ) 通常、無色、無臭で気付かないうちに被害を受ける。

###### イ びらん剤

(ア) 皮膚に付着すると、火傷のような症状と激痛に襲われ、ひどい場合は死に至る。

(イ) 人を殺傷する目的よりも、相手軍の動きを封じるために多用される。

(ウ) 特有の臭気により五感での検知は比較的容易。(からし、にんにく、たまねぎの臭い。)

#### ウ 血液剤

(ア) 血液が酸素を運ぶ能力を阻害し、窒息状態をもたらす。

(イ) 特有の臭気（アーモンド臭）により五感での検知は容易。

(ウ) 持久効果はほとんどない。

#### エ 窒息剤

(ア) 呼吸により身体に吸収され、肺細胞を破壊して窒息を起こす。

(イ) 眼に対する強い刺激、咳、特有の臭気（塩素臭）により五感での検知は容易。

(ウ) 持久効果はほとんどない。

### (3) 化学剤を用いたテロの方法及び人体への影響

化学剤は、その特性により神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されている。化学物質は触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、テロの形態としては生物剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。

化学物質に汚染されると、人から人への感染こそないが、比較的早く、涙目になる、けいれんする、声が出なくなる、吐き気や窒息、呼吸困難になる等の人体への有害な症状が現れる。一般的に化学テロに使用される可能性が高い化学物質として、びらん剤のマスタードやルイサイト、神経剤のサリンやVXなどがあげられる。

### (4) 化学兵器の場合の留意点

ア 可能であれば化学テロが起きた場所を把握し、呼吸を妨げない程度の厚い布で口と鼻を覆って疑わしい場所からすぐに離れる。

イ 建物の中にいる場合は、ドアや窓、通風口を防ぎ、できるだけ窓のない中央の部屋に退避し、部屋をガムテープやビニールシートで密閉することでリスクを低減する。

ウ 汚染された衣服は速やかに処分する必要があるが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがあるので、特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉する。

エ 迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施

オ 早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施

(5) テロに使用される可能性のある化学剤の症状等

化学剤		作用の早さ	芳香	症状
窒息剤 吸入によって 毒性を發揮・ 肺組織を犯す	ホスゲン	即効性	青いトウモロコシ あるいは青い干し 草臭	肺水腫（無症状の潜伏期あり）。 呼吸困難、心不全、流涙、吐き気、嘔吐、窒息、胸部圧迫感、水泡音及びびらん音、遅発性肺水腫、低酸素症、低血圧など
	ジホスゲン			
神経剤 皮膚や眼から 体内に吸入	タブン	超即効性	果実臭あるいは無臭	縮瞳、唾液の過多、鼻汁、呼吸困難、発汗、嘔気、嘔吐、虚脱感、筋痙攣、眼の痛み、眼が霞む、咳、胸部圧迫感、寒心など
	サリン		ほとんど無臭	
	ソマン		樟脳や果実臭	
	VXガス		無臭	
血液剤 細胞レベルで 酸素利用を阻 害	青酸	超即効性	苦いアーモンド臭	中毒初期には頻脈、血圧上昇、のちに除脈、血圧低下、不整脈。 咳、呼吸困難、気管支炎、肺水腫、肺炎を生じることがある。
	塩化シアン	即効性	強い刺激・流涙、 苦いアーモンド臭	過呼吸、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、痙攣、呼吸停止、心拍停止など
	アルシン	遅効性	刺激の少ないニンニク臭	
びらん剤 皮膚に水泡を 起こす	蒸留マスタード	遅効性	ニンニク臭	眼、皮膚、肺を浸し、皮膚に紅斑、水泡→びらんとなり激痛あり。 結膜炎、角膜炎（発赤と腫張）から視力障害。 皮膚には刺激性なく、数時間から24時間後に火傷、びらん、水泡、潰瘍形成。潰瘍の回復には2ヶ月くらいかかることもある。 咳嗽→呼吸不全
	ナイトロジェンマスタード		魚類あるいはカビ臭	
	ホスゲンオキシム	即時	刺激臭 不快臭	
	ルイサイト	即効性	バラ・ゼラニウムに似た臭い、ハッカ臭	
	マスタードルイサイト	遅効性	ニンニク臭	
	エチルジクロロアルシン	即時	激しい果実臭	
	メチルジクロロアルシン	即効性	無臭	

### 第3章 避難施設

次に掲げる施設は、広島県知事が国民保護法第148条に基づき、指定した施設である。(令和4年4月1日現在)

#### 1 市所有の避難施設

名称	所在地	電話	F A X	管理者名
大竹市立大竹小学校	白石 2-1-1	52-3177	52-3178	大竹市教育委員会
大竹市立大竹中学校	白石 1-8-1	52-5177	52-5178	大竹市教育委員会
アゼリアおおたけ(大竹会館)	本町 1-9-3	53-2226	54-0045	大竹市長
大竹総合市民会館	立戸 1-6-1	53-6677	53-5801	大竹市長
大竹市立小方小・中学校(小方学園)	小方ヶ丘 1-1	57-7158	57-7208	大竹市教育委員会
木野集会所	木野 1-10-15	52-2555	54-0047	自治会長
晴海臨海公園	晴海 2-1-1	57-4333		大竹市長
大竹市立玖波小学校	玖波 7-1-1	57-3101	57-3102	大竹市教育委員会
大竹市立玖波中学校	玖波 4-12-1	57-7241	57-3060	大竹市教育委員会
松ヶ原集会所	松ヶ原町 445-3	57-4804		自治会長
大竹市立栗谷小学校	栗谷町小栗林 510	56-0003	57-0900	大竹市教育委員会
(旧)栗谷中学校	栗谷町小栗林 901			大竹市長
さかえ公園	東栄 1-7			大竹市長

#### 2 県所有の避難施設

名称	所在地	電話	F A X
広島県立大竹高等学校	白石 1-3-1	52-4325	52-9077
広島県立 広島西特別支援学校	玖波 4-6-10	57-1000	57-1001